平成25年1月版

やまがた6次産業化ガイドブック

1次産業

2次産業

3次産業

地域に活力！

6次産業化

山形県農林水産部新農業推進課
やまがた食産業クラスター協議会

はじめに

「６次産業化」は、農林漁業者自らが生産、加工、販売等に一体的に取り組み、又は二次、三次産業の事業者と連携し、新たな地域ビジネスの展開を図る取組みであり、農林水産物の付加価値の増加や農業・農村資源の有効活用、交流の拡大などを通して、農林水産業の振興とともに地域の活性化、新たな産業の創出、地域における働く場の確保などの点から多いに期待されています。

平成２３年３月には、いわゆる「六次産業化法」が施行され、国においては、事業計画を策定、認定された事業者に対する、重点的な支援が行われています。

山形県においても、農林漁業者の現場の創意工夫いかした取組みをオーダーメイド方式で支援する「農林水産業創意工夫プロジェクト支援事業」をはじめ、「やまがた食産業クラスター協議会」を中心とする食農連携による加工食品開発など、様々な支援を行ってきました。

今後も、本県の６次産業化の支援組織として設置された「山形６次産業化サポートセンター」をはじめ、国、市町村、関係機関等と連携し、農林漁業者、食品製造業者等の方々の６次産業化のチャレンジを応援してまいります。

本ガイドブックは、６次産業化について、農林漁業者、食品製造業者をはじめ幅広い事業者の方に「６次産業化」について知り、理解を深めていただくため、六次産業化法をはじめ、六次産業化に関する基本的な考え方、制度上の枠組み、先進的な取組み、支援制度などをとりまとめたものです。

また、これから６次産業化に取り組む方、既に取り組んでいらっしゃる方に、商品開発、製造、販売など、事業の段階に応じ、最適な支援メニューを活用いただけるようにと作成しております。

みなさまの６次産業化のチャレンジ、事業化等のきっかけ、一助となれば幸いです。

※本ガイドブックは、平成２５年１月末時点で作成しております。

平成２５年度における事業概要等が未定のものについては、参考として平成２４年度資料を掲載しております。掲載されている事業の詳細等、変更される可能性もございますので、御留意願います。

なお、本書作成にあたり、農林水産省、経済産業省、中小機構等の以下のサイト及び掲載資料等を参考とさせていただいております。

農林水産省「６次産業化」
http://www.maff.go.jp/j/shokusan/sanki/6jika.html
経済産業省「農商工連携」
http://www.meti.go.jp/policy/local_economy/nipponsaikoh/nipponsaikohnoushoukou.htm
中小機構「農商工連携パーク」
http://j-net21.smrj.go.jp/expand/noshoko/

～ 6次産業化ガイドブック目次 ～

はじめに
Ⅰ 「6次産業化」とは？ ……1
１）今、なぜ6次産業化か？ ……1
２）六次産業化法とはどんな法律か？ ……2
３）6次産業化に向けた多様な展開 ……3
Ⅱ 6次産業化に取り組もう！ ……4
１）「6次産業化」で所得向上！ ……4
２）「6次産業化」で新たなマーケットを開拓！ ……5
３）「6次産業化」で何をするのか？ ……5
４）「6次産業化」を進めるうえでの課題は何か？ ……6
５）「6次産業化」を成功させるために必要なことは何か？ ……7
６）「6次産業化」応援します！ ……7
Ⅲ 「売れる商品づくり」を進めるために ……8
１）まずはしっかりとした計画づくりから！ ……8
２）総合化事業計画の認定を受けた場合のメリットは何か？ ……8
３）6次産業化法認定事業の展開イメージ ……9
４）六次産業化法事業計画認定までの流れ ……9
５）6次産業化サポートセンターとは何か？ ……10
６）6次産業化プランナーとは何か？ ……10
７）総合化事業計画の認定を受けるための要件は何か？ ……19
８）事業計画の認定対象となる新商品開発とは何か？ ……20
９）総合化事業計画はどう書けばいいのか？ ……21
10）総合化事業計画の認定状況 ……26
Ⅳ 農商工連携に取り組もう！ ……29
１）農商工連携のポイントは？ ……29
２）農商工連携を進めるために（農商工等連携促進法） ……33
３）農商工連携を進めるために（やまがた農商工連携促進法） ……38
Ⅴ 6次産業化に関しどんな支援制度があるのか？ ……43
１）6次産業化に関する支援制度体系 ……43
２）6次産業化支援制度一覧（農林漁業者を中心に） ……44
３）主な支援事業の紹介（ハード整備を中心に） ……48
４）その他支援制度の紹介 ……49
①商品特性等にあった販路開拓の支援 ……49
②6次産業化に関する交流会・研修会の開催 ……49
③やまがた食材ネットの運営 ……50
④やまがたふるさと食品コンクールの開催 ……47

Ⅰ 「6次産業化」とは？

１） 今、なぜ6次産業化か？

高齢社会の進展や人口減少等を背景に、食に関する国内マーケットが減少する中、農産物価格は低迷し、農業産出額や農業所得は低下傾向にあります。

こうした中、農山漁村に存在する様々な地域資源を活用し、農林漁業者が生産・加工・流通（販売）を一体化し所得を増大する取組みや、農林漁業者が２次・３次産業と連携して地域ビジネスの展開や新たな産業を創出する取組みを通し、**儲かる農林水産業**を実現しようとする「６次産業化」の取り組みが、農林水産業の活性化はもとより、地域における雇用創出、経済活性化を図るうえで大いに期待されています。

○農林漁業者が生産・加工・流通（販売）を一体化し、所得を増大

○農林漁業者が２次産業（製造業）、３次産業（流通小売等）と連携して地域ビジネスの展開や新たな産業を創出

儲かる農林水産業を実現

【参考：農山漁村の６次産業化の考え方】

２）六次産業化法とはどんな法律か？

平成２３年３月には、「地域資源を活用した農林漁業者等による新事業の創出等及び地域の農林水産業の利用促進に関する法律（六次産業化法）」が施行され、６次産業化に取り組むための事業計画（総合化事業計画）を策定し、国の認定を受けた農林漁業者に対し、資金面での優遇措置、専門家によるサポートなど重点的な支援が行われることとなりました。

六次産業化法の概要

１ 前文、目的（第１章）

地域資源を活用した農林漁業者等による新事業の創出等に関する施策及び地域の農林水産物の利用の促進に関する施策を総合的に推進することにより、農林漁業等の振興等を図るとともに、食料自給率の向上等に寄与することを目的とする。

２ 地域資源を活用した農林漁業者等による新事業の創出等（第２章）［６次産業化関係］

（１）総合化事業計画（農林水産大臣が認定）

○農林漁業者等が、農林水産物及び副産物（バイオマス等）の生産及びその加工又は販売を一体的に行う事業活動に関する計画

○農林漁業者等の取組に協力する民間事業者（促進事業者）も支援対象

（支援措置）

・農業改良資金融通法等の特例（償還期限及び据置期間の延長等）

・野菜生産出荷安定法の特例（指定野菜のリレー出荷による契約販売に対する交付金の交付）等

（２）研究開発・成果利用事業計画（農林水産大臣及び事業所管大臣が認定）

○民間事業者等が、上記の事業活動に資する研究開発及びその成果の利用を行う事業活動に関する計画

（支援措置）

・種苗法の特例（出願料・登録料の減免）、農地法の特例（農地転用許可に係る手続の簡素化）等

３ 地域の農林水産物の利用の促進（第３章）［地産地消関係］

（１）基本理念

①生産者と消費者との結びつきの強化、②地域の農林漁業及び関連事業の振興による地域の活性化、③消費者の豊かな食生活の実現、④食育との一体的な推進、 ⑤都市と農山漁村の共生・対流との一体的な推進、⑥食料自給率の向上への寄与、⑦環境への負荷の低減への寄与、⑧社会的気運の醸成及び地域における主体的な取組を促進すること。

（２）国による基本方針の策定、都道府県及び市町村による地域の農林水産物の利用についての促進計画策定

（３）国及び地方公共団体による必要な支援の実施

４ 施行日

［第２章（６次産業化関係）］公布の日から6か月以内（平成２３年３月１日）

［第１章（目的）、第３章（地産地消関係）］公布の日（平成２２年１２月３日）

３）６次産業化に向けた多様な展開

農林漁業者と食品製造業者をはじめ2次産業、3次産業との連携による取組みについては、地域産業の振興等の観点から、6 次産業化法に先駆けて、支援制度の整備が行われてきました。

平成１９年６月、主に中小企業による農林水産物をはじめ地域資源活用の取り組みを促進支援するため地域資源活用促進法が施行され、また、翌平成２０年７月には、農林漁業者と中小事業者による農商工連携の取り組みを促進するため「農商工連携等促進法」が施行されました。

さらに、平成２４年１２月には、農林漁業者と異業種の事業者が6次産業化を進めるための合弁事業を行う、いわば農商工融合の取組みを、主に資金面から支援する「農林漁業成長産業化支援機構」の設立が決定し、平成２５年からの事業開始に向け準備が進んでいるところです。

６次産業化は、農林漁業者、中小事業者、農商工連携等、事業の主体や商品開発、販路拡大等事業の熟度、ステップなどに応じ、様々なパターンが存在します。

山形県では、国、関係機関等と連携し、6次産業化に関する様々な取り組みを支援しています。

本ガイドブックでは、このうち、農林漁業者が中心的役割を果たす「農林漁業者による6次産業化」及び「農商工連携」の取組みに対する支援制度等を紹介していします。

【多様な6次産業化の展開（イメージ）】

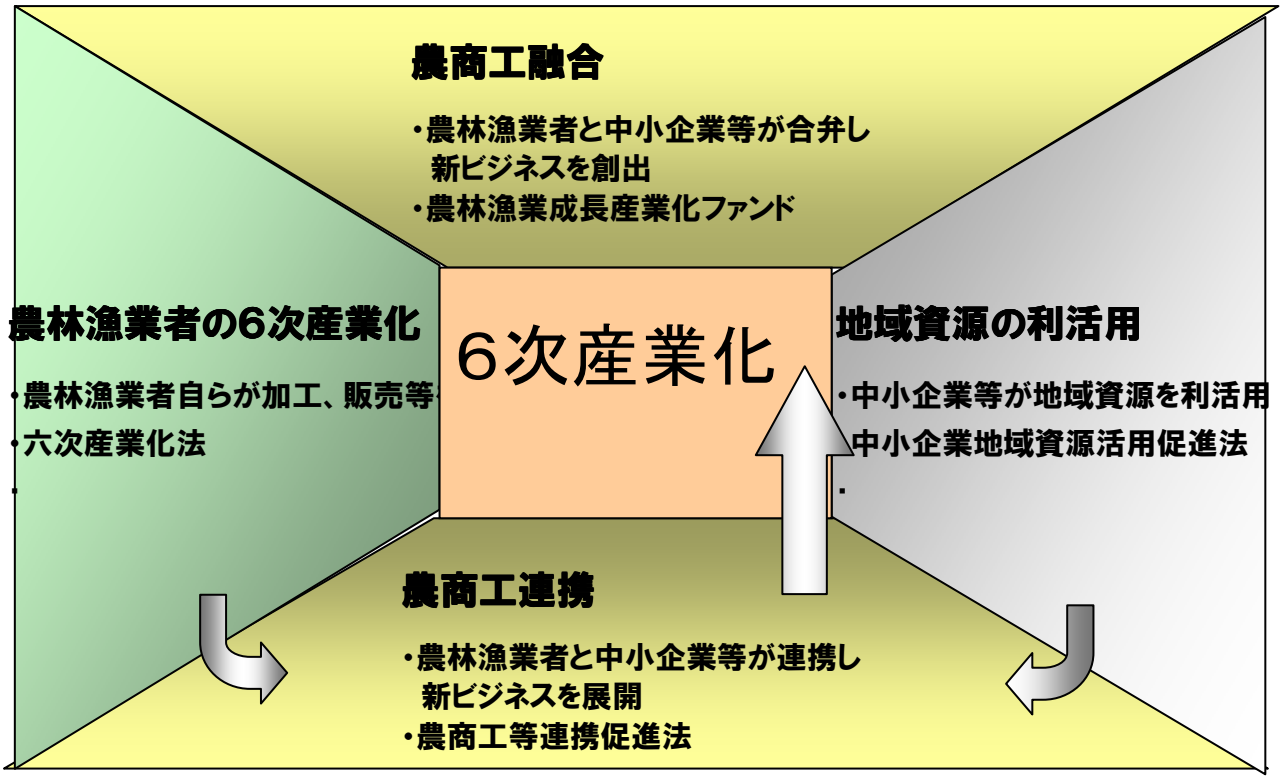

Ⅱ　6次産業化に取り組もう！

1）「6次産業化」で所得向上！

「6次産業化」に取り組む農林漁業者に対するアンケートの結果、メリットとして、7割を超える回答者が「**所得の向上**」を挙げており、また、今後の経営展開についても、「**拡大**」を目指していることが明らかとなりました。（H23.12 日本政策金融公庫調査）

　また、農林水産省が実施した調査では、6次産業化に取り組んでいる農林漁業者の過半が1割以上の増収を実現しているとの回答が得られています。

6次産業化に取り組んだメリット（日本政策金融公庫調査）

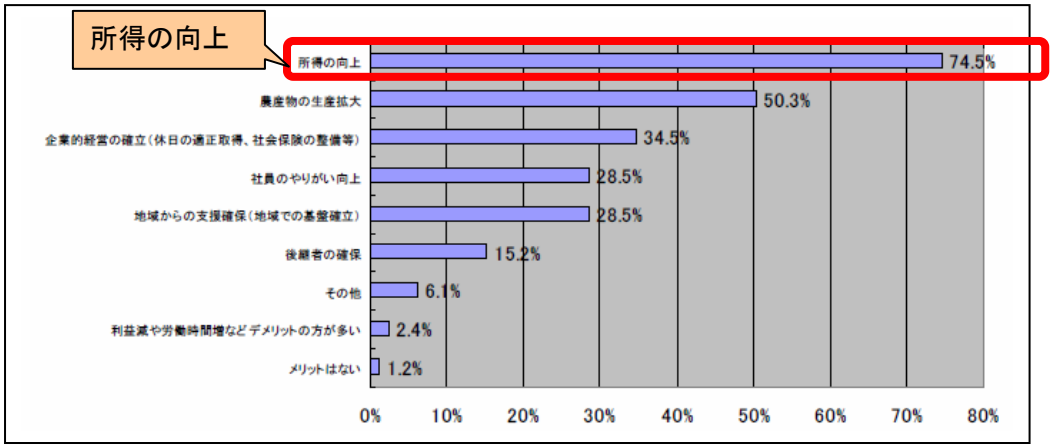

今後の展開に対する考え（日本政策金融公庫調査）

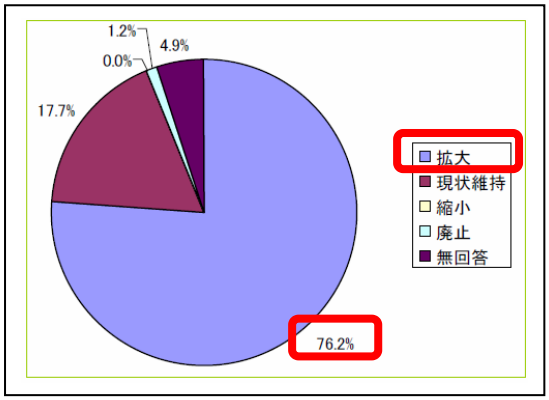

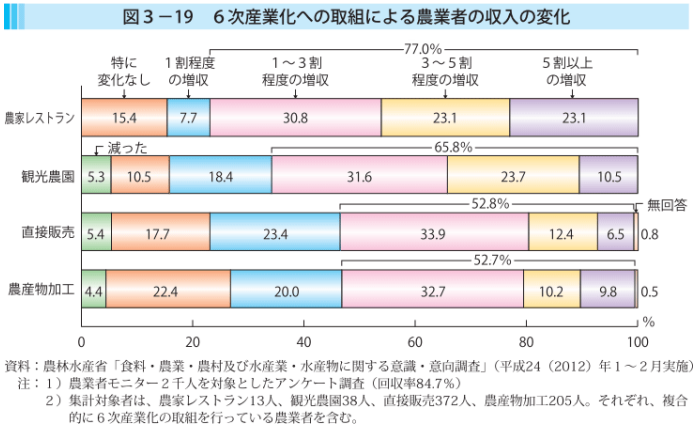

資料：農林水産省「食料・農業・農村及び水産業・水産物に関する意識・意向調査」（平成24（2012）年１～２月実施）
注：１）農業者モニター２千人を対象としたアンケート調査（回収率84.7%）
　　２）集計対象者は、農家レストラン13人、観光農園38人、直接販売372人、農産物加工205人。それぞれ、複合的に６次産業化の取組を行っている農業者を含む。

2）「6次産業化」で新たなマーケットを開拓！

食品産業（流通業、食品製造業、外食・中食産業）は、食用農水産物10．6兆円と輸入加工品5．2兆円を食材として73．6兆円の食品市場を形成しています。

フードシステムともいわれるこの食品市場における一連の流れの中で、15．6兆円の食材は4倍にも迫る付加価値を創出しています。

六次産業化は、農林漁業者が、自ら農林水産物の加工・販売等に取り組む、あるいは2次産業、3次産業等の事業者と連携し、農村資源を活用した新商品や新サービスの開発等に取り組むことで、この73．6兆円に及ぶ大きなマーケットにおいて、自身の農林水産物の付加価値を高め、所得の向上に努める取り組みといえます。

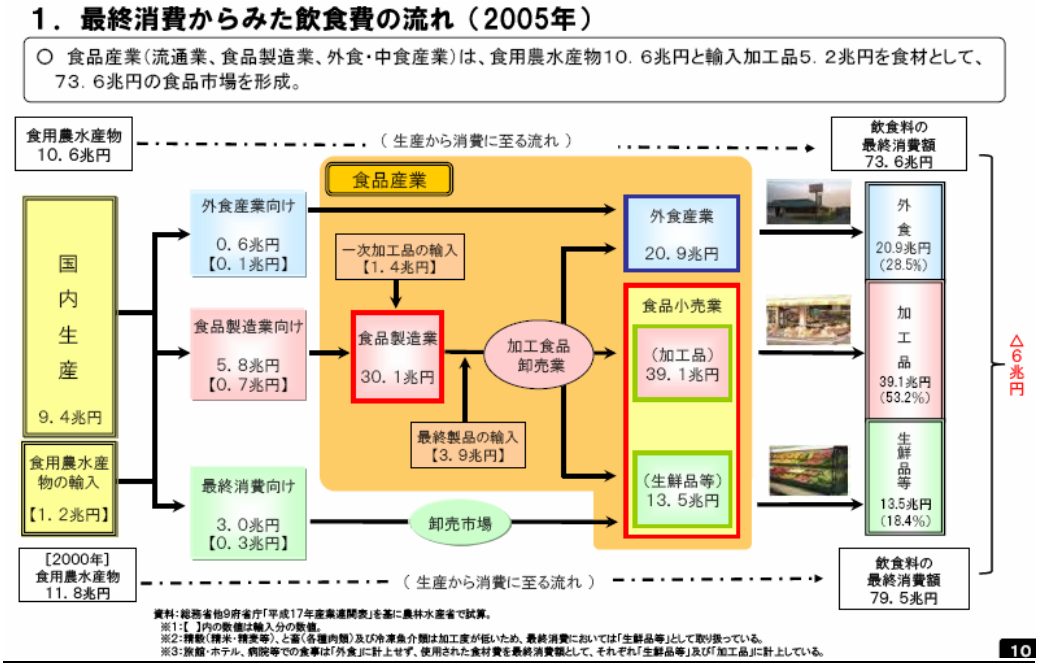

3）「6次産業化」で何をするのか？

六次産業化法に基づき、これまで全国で1000件を超える事業計画が認定されています。事業内容の内訳として「加工・直売」「加工」が9割近くを占めており、自ら生産した農林水産物を用いた**加工販売**が事業の中心となっています。

総合化事業計画の事業内容の割合

（%）

加工	26.6
直売	3.4
輸出	0.3
レストラン	0.2
加工・直売	61.9
加工・直売・レストラン	6.1
加工・直売・輸出	1.5

H24.12 現在

４）「６次産業化」を進めるうえでの課題は何か？

日本政策金融公庫の調査によると、今後の取組み課題で重要と考えるものとして、「商品の差別化」、「必要な人材の確保」、「円滑な資金調達」、「マーケティング」、「販路拡大」等が挙げられています。

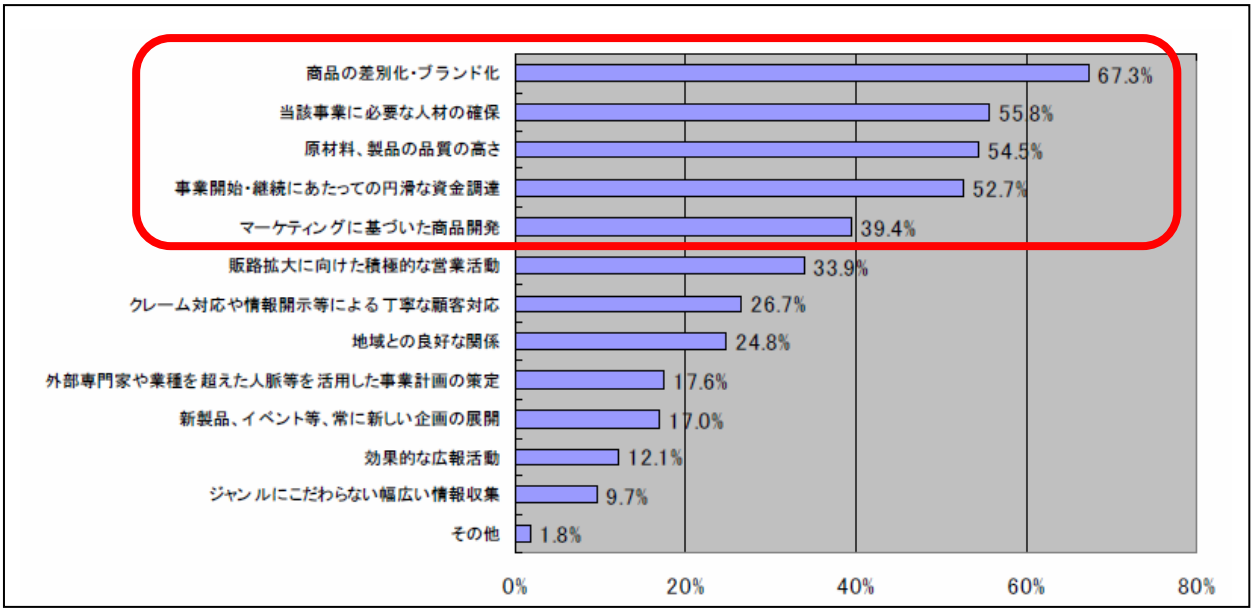

また、６次産業化の取組みにおいて、事業を黒字化するためには、平均で３年から５年の期間を要するしているようです。

表３－11　６次産業化における黒字化までの取組年数

（経営部門別）　（単位：年）

部門	平均操業年数	黒字化年数		
		平均	最短	最長
全体	13.5	4.1	0	25
稲作	8.4	4.4	1	15
野菜	10.8	2.2	0	9
養豚	16.2	8.8	2	25
酪農	16.7	1.8	0	3
果樹	18.9	4.5	0	15

（業態別）　（単位：年）

部門	平均操業年数	黒字化年数		
		平均	最短	最長
全体	13.5	4.1	0	25
直接販売	12.8	3.5	0	25
農産物加工	13.4	4.3	0	25
農家レストラン	14.5	3.1	0	10

資料：（株）日本政策金融公庫「農業の６次産業化に関するアンケート調査結果」（平成23（2011）年12月公表）
注：図3－10の注釈参照

５）「６次産業化」を成功させるために必要なことは何か？

総合化事業計画を策定し、６次産業化に取り組んでいる農林漁業者の９割近くが、「**加工・販売**」に挑戦しています。

また、６次産業化を進めるうえで重要なものとして、次の取組みが挙げられています。

加工や販売に取り組むことで、生産活動には存在しない新たなスキルが必要とされています。

・商品の差別化、ブランド化

・原材料・製品の質の高さ

・マーケティングに基づいた商品開発

・販路拡大に向けた積極的な営業活動

さらに、事業を軌道に乗せていくためには、一定期間（３年～５年）を要しています。

このことからわかるように

食の分野において「６次産業化」を進めることは、**売れる商品づくりへの挑戦**です。

６次産業化の取組みを進め、成功にいたるまでには、事業の立ち上げから軌道に乗せるまでの大事な時期に、**しっかりとした計画に基づき着実に事業を進めること**と、**ブランド化、マーケティング、販路開拓等、事業の段階に応じ生じる様々な課題を解決していくこと**が必要とされています。

６）「６次産業化」応援します！

山形県では、やまがた食産業クラスター協議会が国の委託を受け、「**山形６次産業化サポートセンター**（サポートセンター）」を開設しています。

やまがた食産業クラスター協議会は、平成１８年の発足以来、国の支援制度を活用しながら食品製造業者と農林漁業者等の連携による商品開発を多数支援しており、商品開発等に関するノウハウと、経験豊富なスタッフを有しています。

サポートセンターは、クラスター協議会の持つ実績、ノウハウを活かすとともに、６次産業化プランナーとして登録している中小企業診断士、マーケティングプランナーなど専門家の力を活用しながら、六次産業化法の認定をはじめ、農林漁業者による「**売れる商品づくり**」を応援します。

【やまがた食産業クラスター協議会が開発支援した商品】

つや姫オイル

いぶろく

ラフランスロールケーキ

Ⅲ 「売れる商品づくり」を進めるために

１） まずはしっかりとした計画づくりから！

６次産業化の取り組みは、生産中心に事業を行ってきた農林漁業者にとって新たな挑戦です。行政、金融機関等様々な関係者の協力を得ながら、事業を着実に進めていくためにはしっかりとした事業計画を作ることが必要です。

★事業計画を作るにあたり、「何をやりたいのか」、はっきりさせよう！

・誰が、いつ、どこで、何（原材料）を使って、どんな新商品（特性、価格）を、どんな方法で、どのくらい（規模）、いくらかけて（経費）開発するのか、どこで、どうやって販売するのか？

★何がやりたいか、はっきりすれば、、、

・事業計画に落とし込むことで、「アタマの中の構想」が「実行可能な計画」になります！

・やりたいことを分かりやすく伝えることで、金融機関、行政等のサポートが受けやすくなります！

★事業計画が認定（総合化事業計画）を受けると

・６次産業化の取組みに関する事業計画（総合化事業計画）が、国の認定を受けると様々なメリットを受けることができます。

２） 総合化事業計画の認定を受けた場合のメリットは何か？

○構想段階から認定までの支援に加え、認定を受けた農林漁業者に対しては、計画に基づく事業の実施期間にわたり、商品開発、販路開拓、IT活用等の専門家「６次産業化プランナー」が課題解決に向けフォローアップします！

○無利子融資資金（改良資金）の償還期限・据置期間が延長されます！

（償還１０年→１２年、据置３年→５年。上限額個人５千万円、法人・団体１億５千万円）

○促進事業者（農林漁業者に協力し事業を進める異業種の事業者）が、無利子融資資金（改良資金）の貸付制度を利用できます！

○短期運転資金（新スーパーS資金）の貸付制度が利用できます！

（上限額認定された個人：１千万円、法人：４千万円、金利１．５％（２２年１２月現在））

○食品の加工・販売に関する資金についての債務保証があります！

○新商品開発、販路開拓等に対する補助率が優遇されます！（６次産業総合推進事業）

通常２分の１の補助率が、認定事業者については３分の２となります。

○農業法人等が新たに加工・販売等へ取り組む場合、施設整備に対する補助制度（補助率：２分の１）が利用できます。（６次産業化推進整備事業）

○農林水産省HP（本省及び各地方農政局等）において認定事業者名が公表されます！

○６次産業化の取組みが、国・検討の広報誌、メルマガ等広報媒体で紹介されます！

○産地リレーによる野菜の契約取引について交付金制度によりリスク軽減が図られます！

○直売施設等を建築する際の農地転用等の手続きが簡素化されます！

○市街化調整区域内で施設整備（開発行為）を行う場合の審査手続きが簡素化されます！

※ 認定された場合のメリットについては、内容が変更される場合があります。詳しくは、東北農政局（山形・酒田地域センター）にお問い合わせ願います。

3）6次産業化法認定事業の展開イメージ

4）六次産業化法事業計画認定までの流れ（参考H24第3回認定の場合）

六次産業化法の認定に向けて、各都道府県に6次産業化サポートセンターが設置され、農政局・地域センター、県等との連携の下、農林漁業者等による6次産業化の取組みを、総合化事業計画の策定から事業実施、フォローアップまで一貫して支援しています。

総合化事業計画の認定申請は、地域センターにおいて通年で受け付けられますが、認定は、概ね年3回、5月（3月下旬受付分まで）、10月（8月下旬受付分まで）、2月（12月下旬受付分まで）において認定されます。

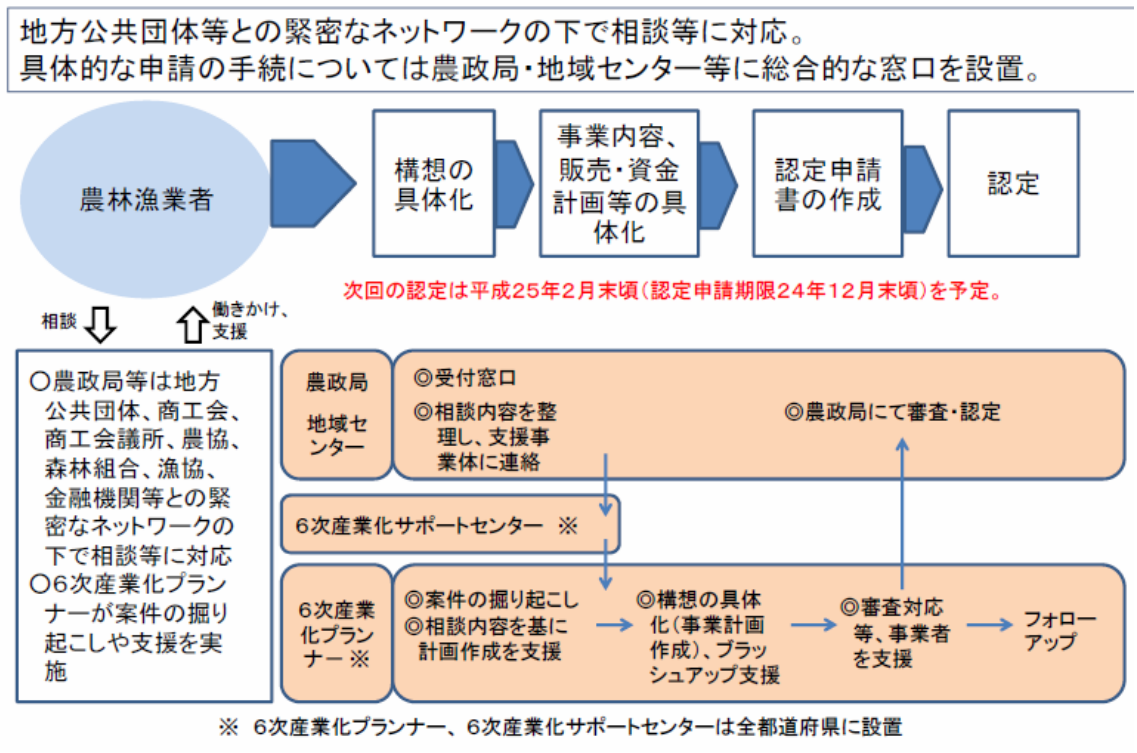

※ 6次産業化プランナー、6次産業化サポートセンターは全都道府県に設置

５）６次産業化サポートセンターとは何か？

六次産業化サポートセンターとは、農林水産省の委託を受け、６次産業化に取り組む農林漁業者を支援するために各都道府県に設置された機関です。

山形県では、県の関係機関であり、これまで食品製造業者と農林漁業者のマッチングや連携による新商品開発の取組み等の支援実績豊富な「やまがた食産業クラスター協議会」が事業を受託し、６次産業化サポートセンターを運営しています。

農林漁業者を対象とする「６次産業化研修会」、農林漁業者と異業種の事業者の連携交流を目的とする「６次産業化交流会」の開催、経験豊かなスタッフや６次産業化の専門家である６次産業化プランナーによる個別相談など、様々な機会や手段を活用し、農林漁業者による６次産業化の取り組みを促進支援しています。

また、農林漁業者や地域グループの要望に応じ、６次産業化プランナーを現地に派遣しての６次産業化出前講座を開催しています。

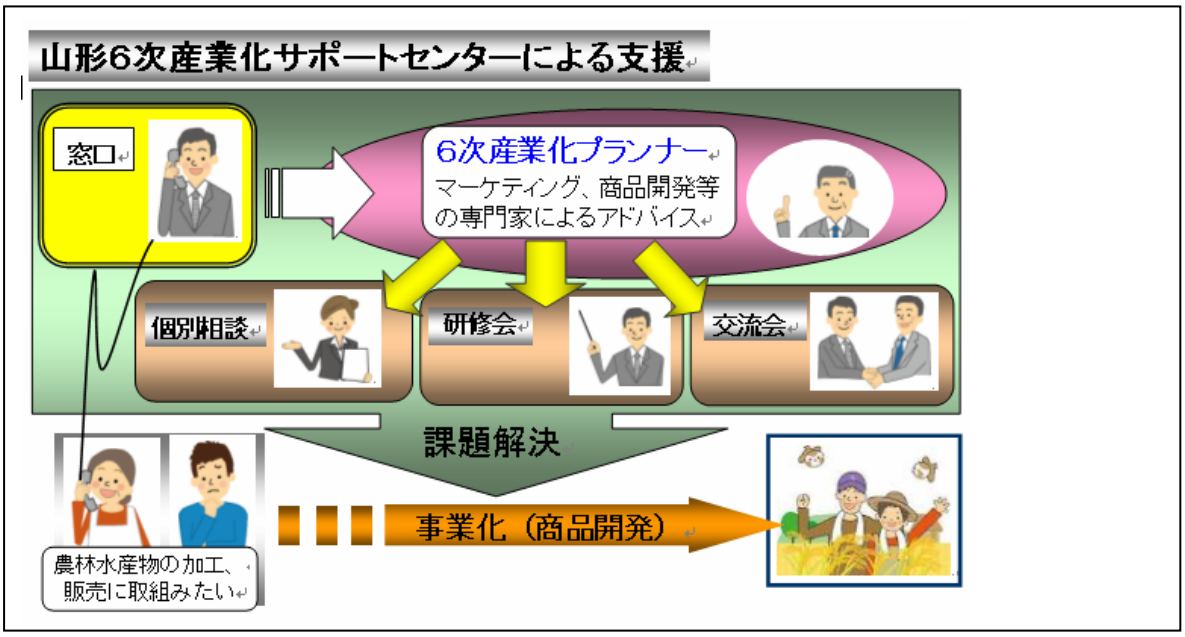

６）６次産業化プランナーとは何か？

６次産業化プランナーとは、農山漁村の６ 次産業化を推進する支援機関「６ 次産業化サポートセンター」に所属し、６ 次産業化に取り組もうとする農林漁業者の皆様の、様々な課題に対応できる専門家です。

６ 次産業化の取組につながる案件の発掘や６次産業化に取り組むための準備や計画づくり、地域資源を活用した農林漁業者等による新事業の創出等及び地域の農林水産物の利用促進に関する法律（六次産業化法に基づく計画の認定を受けようとする際の申請のお手伝いから、事業化し、発展させていくまでの総合的なサポートを行います。

具体的には、

・６ 次産業化に取り組もうとする農林漁業者等の案件の発掘
・６ 次産業化に取り組む農林漁業者等が抱える課題の解決に向けた助言
・六次産業化法に基づく総合化事業計画の認定に向けたサポートや当該認定後のフォローアップ

山形県で相談いただける6次産業化プランナー

	（平成 24 年） あびこ まさとし 安孫子 雅敏 埼玉県さいたま市	エービーアイコンサルタント合同会社 業務執行社員	・山形の畜産業者の 6 次産業化認定申請、食産業クラスター補助金、経営革新申請の申請手続、新商品開発、資金調達の支援 ・山形の山菜加工事業者の食産業クラスター補助金申請手続支援 ・経営革新認定に向けた申請支援
	（平成 24 年） あべ かずお 安部 和雄 山形県山形市		・中山町産すももスパーリングワインの開発事業で認定までの総合支援 ・最上杉の間伐材を活用したバーゴラ開発事業で認定までの総合支援 ・天童地域産鶏肉加工食品の開発事業で認定まで総合支援 ・新品種油糧米を活用した高機能性米油開発で認定までの総合支援（進行中）
	（平成 24 年） あべしんいちろう 阿部 慎一郎 青森県青森市	NPO 法人バイオネット 専務理事	・蓬田村活性化研究会の活動において、トマト契約栽培と蓬のお酒の商品化をコーディネート ・下北活性化研究会の活動において、カボチャ焼酎商品化のコーディネート ・福島県塙町の再生可能エネルギー導入実用化ビジョン策定に関与 ・台湾 TV の青森県産農産物取材をコーディネート。
	（平成 24 年） いがらし あつし 五十嵐 淳 山形県山形市	山形県農業会議 指導課長	・農業者の相談内容に応じ、企画による専門家派遣 ・専門家と連携し経営の改善、法人化等のサポート
	（平成 23 年） いがらし ゆきえ 五十嵐 幸枝 山形県鶴岡市	ビジネスオフィス clear 代表	・(社)山形県中小企業診断協会会長、山形県信用保証協会外部評価委員、(財)山形県企業振興公社評議員、日本政策金融公庫農業経営アドバイザー、(特)日本プロ農業総合支援機構農業運営会員、その他専門家・委員等 ・(社)山形県中小企業診断協会で[農商工連携及び 6 次産業化の特徴を生かす実践的診断・支援マニュアル]執筆
	（平成 23 年） いけの ひろし 池野 広 山形県山形市	株式会社トップ不動産開発 代表取締役社長 株式会社東北 6 次産業創出支援センター取締役	・仙台市山形そば焔蔵の総合プロデュース ・仙台市産直ビュッフェレストラン榴岡ファームの総合コーディネート ・山形市の銅町市場にへいの総合プロデュース ・東北 ROKU プロジェクトメンバー 他、飲食・物販店舗出店プロデュース多数
	（平成 23 年） いしもり まさひろ 石森 正洋 宮城県仙台市	宮城県経済経営コンサルタント 代表	・農商工連携のコーディネート ・農業農事組合の申請書作成支援
	（平成 23 年） いとう むねひこ 伊東 宗彦 神奈川県三浦郡	伊東コンサルタント事務所 代表	・三浦市で鮪の新商品開発支援 ・葉山町、三浦市農、逗子商工会、茅ヶ崎市で地域ブランド開発をコーディネート ・6 次産業総合推進事業(NPO 湘南スタイル) ・「地域資源活用の売れる商品づくり」((株)同友館・平成 20 年)

	（平成 24 年） いのうえたつぞう 井上　龍藏 山形県山形市	やまがた食産業 クラスター協議会 食ビジネス コーディネーター	・農業者と旅館・観光施設のマッチング及びコーディネート、農産物の観光施設での活用仕組み作りを支援。 ・農産物と食品加工業者とのマッチング及びコーディネートによる商品開発、販路開拓、申請作成の支援。
	（平成 24 年） いわがき ひろむ 岩垣　弘 秋田県秋田市	山形県庄内総合支庁産業経済部 産業経済企画課 農商工連携等 推進コーディネーター	・酒田市どぶろく特区でそば生産者と連携した[そばどぶろく]商品化事業の計画作成支援。 ・プロジェクト案件発掘と提案と計画書作成の支援。 ・庄内浜未利用魚を活用した商品化事業で事業計画のブラッシュアップ等、承認までの支援。 ・山形大学農学部の[在来作物実践講座]で農商工連携事例を講演。
	（平成 24 年） おおぐしやすよし 大串　康喜 山形県山形市	中小企業支援 ネットワーク アドバイザー	・[漆野いんげん豆]の甘露煮開発で申請書作成、栽培農家の増加を支援。 ・山辺ニット[コーヘン]自社ブランディング事業で、地域の関連業者との連携、商品認知度アップを支援 ・[肘折温泉郷]活性化事業で観光資源の活用と集客施策の提案と申請書作成を支援。
	（平成 23 年） おおだいらきょうこ 大平　恭子 岩手県盛岡市	ブランドストーリー 代表	・ニッチ戦略に基づく地域発信型商品・サービスの企画開発、販路開拓、ブランドコミュニケーション支援（広報 PR 手法、パッケージデザイン開発、営業販促プロモーション手法）、野菜ソムリエとしてレシピ開発
	（平成 24 年） おおの　つとむ 大野　勉 山形県山形市	有限会社 コンサルティング ハウス大野 代表	・山形県内の農産物直売所の運営の助言、水産加工組合の経営改善の計画立案、園芸農家の経営の助言をしている。 ・商談会などでコーディネーターを務め、マッチング支援を担った。
	（平成 24 年） おおみ　みほ 近江　美保 宮城県仙台市	株式会社　クレア 代表取締役	・県内某農協の[農産物直売所]の店舗プロデュース、店舗販売のしくみ構築等運営をコンサル支援。 ・県内某農協と食品メーカーの農商工連携・連携体構築事業をコーディネート。商品開発、事業プロデュース、地産地消と販売システムのコーディネート。 ・県内菓子製造業の 6 次産業化事業をコーディネート ・県内某農協の輸出総合支援事業で輸出プロモート、貿易実務を補助支援。
	（平成 24 年） おがた　けいこ 尾形　恵子 山形県鶴岡市	有限会社ティップス 取締役社長	・鶴岡市温海と朝日地区の首都圏販路開拓においてマーケティング戦略立案等の販路開拓支援。 ・日東ベスト、ラフランス剪定枝を活用した商品開発においてプランニング、パッケージデザイン等に関与。 ・フィディア総合研究所[FutureSIGHT]に[食農産業の現場におけるマーケティング戦略]、全国農業新聞コラム[6 次産業化のヒントは生活の中に]を執筆。
	（平成 23 年） おぼかた　まもる 覚方　守 福島県郡山市	IR インナー・レボリューション	・南相馬産ゴーヤの苗の販路拡大（現在）
	（平成 23 年） かけふだあきひさ 掛札　彰久 秋田県秋田市	掛札マネジメントラボラトリー	・地域力連携拠点事業で中小企業の課題支援に携わる。 ・地域雇用創造事業で地域の雇用創造の取組に携わる。 ・農商工連携を展開する人材育成研修にて講師を務める。

	（平成 23 年） かさい こうたろう 葛西 孝太郎 宮城県仙台市	株式会社 S・Y ワークス 統括本部長	・三重県串本町道の駅企画構想を支援 ・八海山新業態開発で新商品開発の支援 ・アクレードテクノ（トマトの新システムの拡散・平成 23 年）
	（平成 24 年） かしわくら えつこ 柏倉 悦子 山形県山形市	柏倉スタジオ	・[味付け水煮山菜]の新商品開発でネーミング、ラベルデザインを担当。 ・[おみえび魚醤油漬]の新商品開発でネーミング、ラベルデザインを担当。 ・[牛肉まん]や[Quick 山菜]の新商品開発でネーミング、ラベルデザインを担当。
	（平成 24 年） かたおか たくじ 片岡 卓爾 山形県山形市	やまがた食産業クラスター協議会事務局次長（兼）食農官連携 コーディネーター	・食農観連携コーディネーターとして、農林漁業者と食品産業、観光産業とのマッチングや連携をコーディネート支援。 ・6 次産業化総合化事業計画案件の発掘と事業計画作成の支援
	（平成 23 年） かとう かずのり 加藤 和徳 山形県山形市	株式会社 フィデア総合研究所 主席研究員	・やまがた 6 次産業化人材創生プロジェクトの企画、立案に携わる。 ・やまがた 6 次産業ビジネス・スクールの企画と運営、取りまとめに携わる。 ・フィディア総合研究所機関誌「FutureSight」に[特集 6 次産業化]を執筆等
	（平成 24 年） かとう かずひろ 加藤 和弘 山形県山形市	有限会社プランニングオフィス加藤 代表取締役	・農業者の経営相談と法人設立支援、6 次化に向けた事業内容の相談対応と関係機関へのコーディネート。 ・建設業者の淡水魚養殖事業進出では、マーケティング調査と事業化計画策定を支援。 ・山形県農産加工ビジネス育成支援事業において、農産物加工品の商品化支援と審査を担当。
	（平成 23 年） かとう ひとし 加藤 仁 秋田県秋田市	Plan Support 代表	・[食農観ビジネス推進基本プラン]で計画、申請等資料作成で支援 ・[あきた小町の麺シリーズ]で乾麺 4 社と麺つゆ製造業による商品企画と販路拡大を支援 ・温泉水による発酵熟成味噌の試作で基本プランの提案 ・イチゴを使ったドレッシング及びソースの開発で計画と企業連携の支援
	（平成 23 年） くらます ゆかり 蔵増 由加里 山形県山形市	やまがた食産業クラスター協議会 食ビジネスコーディネーター	・公設研究機関と食品製造業のニーズを効率的にコーディネート。 ・県産農産物を原料とした新商品開発（39 件） ・食と農の交流による契約栽培の促進コーディネート ・商談会出展による新規取引に向けた市場調査、商品のブラッシュアップ支援
	（平成 23 年） こばやし とよひろ 小林 豊弘 宮城県仙台市	小林経営研究所 所長	・地域資源活用支援事業で中小企業基盤整備機構のマネージャーとして中小企業を支援 ・中小企業診断士として農業経営の診断と指導に携わっている。 ・[地域資源を活用した地域ブランド化事業創成の現状と課題]を執筆
	（平成 23 年） こぼり けんた 小堀 健太 福島県喜多方市	小堀コンサルタント 事務所 代表	コーディネーターとして、農商工連携事業計画の認定支援や 6 次産業化の商品開発の支援に携わる。農商工連携コーディネーター育成講座の講師経験有り。 ・農商工連携等事業計画の認定支援 ・農商工連携コーディネーター育成講座で講師を務める。 ・福島県の 6 次化商品ブラッシュアップ支援事業で助言。
	（平成 24 年） さいとう けん 斎藤 健 東京都江東区	NPO 法人 真・食の安全・安心 支援機構 理事	・茨城県那珂港市の水産加工業の商品開発をマーケティングで支援 ・福島県矢祭町の地域活性のため商品開発をマーケティングで支援 ・福島県酒造業の商品開発をマーケティングで支援

	（平成 23 年） さいとう こういち 齊藤　孝一 京都府京都市	町づくり塾 地域プランナー 内閣官房地域活性化伝道師	・滋賀県商工会議所経営指導員研修会で店と町づくり販促デザインの指導 ・岩手県商工経営支援課まちづくり勉強会の講師 ・地域活性化伝道師として京都中小企業中央会の京友禅商品開発をコンサル ・「金をかけない店舗改装」作品掲載（サンケイ新聞・10 年間） 等
	（平成 23 年） しぶや きよし 渋谷　清 東京都羽村市	ブランドネットワーク・インセプト 代表	・島根県で中小企業経営支援 ・北海道で「くしろブランド開発」を支援。 ・ちば・戦略的デザイン活用塾でアドバイス ・主な執筆物として、[ボランチ先生のブランド作戦]、[育て!地域のブランド力十域十色]
	（平成 23 年） しらいし のぶこ 白石　展子 福島県郡山市	エージェントスタイル 代表	・(社)新日本スーパーマーケット協会の商品アドバイザーとして、生産者と企業の商品指導、販路開拓を支援 ・独立行政法人中小企業基盤整備機構の地域活性化支援アドバイザー
	（平成 24 年） しんどう としひこ 新藤　俊彦 山形県山形市	コンサルティングオフィス新藤 代表	・山形県企業振興公社地域資源活用支援専門員として活用プログラムの啓蒙と普及、支援業務を行った。 ・山形県企業振興公社経営支援アドバイザーとして農業法人化、事業計画作成、販路開拓支援、異業種企業とのコーディネートを支援。
	（平成 23 年） すぎたて としひこ 杉舘　俊彦 秋田県秋田市	経営情報管理研究所 主宰	・プレカット工場の業務改革でシステム構築の支援 ・尾花沢雇用創造協議会のセミナー講師 ・ねぎ農家の生産規模拡大支援で計画作成、技術確立支援 ・秋田県農商工応援ファンド応募企業(養殖業)への支援
	（平成 23 年） せいの こうじ 清野　浩司 宮城県黒川郡	清野経営事務所 代表	・経営支援アドバイザーとして農産物直売所の開設支援 ・海産物加工品開発、販促事業で経営とIT 活用の支援 ・県内特産品販路開拓で特産物の掘り起しと販促の支援
	（平成 24 年） そうま かなえ 相馬　佳苗 山形県鶴岡市	オフィス K&M 代表 有限会社 月山パイロット ファーム総務	・老舗の醤油製造業[かめびし屋]の醤油を活用した新商品の開発と販路開拓において、醤油の新たな活用と海外市場の開拓を担当 ・[綴れ織]作成女性グループの桑葉活用のお茶開発と販売支援。 ・日経出版より[跡取り娘の経営学]で出版。
	（平成 23 年） たかぎきょうせい 高木　響正 群馬県佐波郡	事業戦略構築研究所 AX 代表	・山形県鮫川村の地域農業戦略策定と商品開発やネーミング、パッケージングの提案等の支援 ・群馬県川場村の地域農業戦略策定と商品開発やネーミング、パッケージングの提案等の支援 ・岩手県県北域産直パワーアップ事業で直売所を核とした県北農業戦略策定と直売所の改善指導の支援　他
	（平成 23 年） たかはし たけし 高橋　武 山形県天童市	やまがた食産業クラスター協議会 事務局長	・山形県内の農業生産進行計画（地域別・品目別）の策定 ・農商工連携支援事業での商品開発アドバイス ・6 次産業化法総合化計画の認定に向けた取り組みの推進
	（平成 24 年） たかはし なおき 高橋　直記 山形県山形市	有限会社 ステップアップ コミュニケーションズ 取締役プロデューサー	・山形県の生産と実需マッチングサイトシステム事業でプロジェクトの推進管理を担当。 ・山形県の若者交流ネットワークシステム事業でプロジェクトの推進管理を担当。

	（平成 23 年） たかはし なおや 高橋 直也 宮城県仙台市	高橋経営士事務所 経営コンサルタント	・百貨店店頭にて有機栽培篤農家による直売所の開設 ・百貨店友の会で親子の農業体験日帰りツアー企画 ・百貨店中元歳暮等のプライベートブランドの開発 ・中国料理チェーン店営業企画メニュー開発等 ・被災地支援ボランティア活動による販路開拓等
	（平成 23 年） たかはしよしみち 高橋 淑径 福島県福島市	タイム・ラグ 代表	現場に立ち実践にて培ったマーケティング経験を生かし事業化・産業化の育成を支援 ・地域力連携拠点 Co の農商工担当として連携事業の支援 ・福島県の 6 次産業化の取組を支援 ・福島県中小企業支援ネットワーク専門家として中小企業を支援
	（平成 24 年） たつみ よしかず 辰巳 宜利 岡山県岡山市	辰巳技術士事務所 代表	・自ら賞味期限を 5 年に延ばした防災食 10 品目を開発 ・千葉県と滋賀県の地産地消の為の防災食商品の開発 ・三重県産鶏肉と味噌を使用した新商品を開発 ・主な執筆、[新含気調理食品のミールソリューションへの対応]、[新含気調理米飯の特徴とテクスチャー]、[新含気調理システムの真髄]、[半生菓子の常温流通・長期保存に革新技術誕生]など
	（平成 23 年） ちまる たもつ 千丸 保 山形県山形市	やまがた食産業クラスター協議会 食ビジネスコーディネーター	やまがた食産業クラスター協議会のコーディネーターとして、新商品開発や販路開拓、6 次産業化総合化計画の計画書作成の支援を行い、加工食品の販路商談会、展示会のコーディネートやマッチングに携わる。
	（平成 23 年） なかむらいちろう 中村 一郎 山形県米沢市	株式会社山重 専務取締役	・産地直売所（四季彩館）設立 ・産地直売所（彩菜館）設立とアドバイス ・現代農業の[浅葱の水耕栽培]、農業共済広報誌の[集落営農リーダー]で掲載
	（平成 23 年） にしかわかずあき 西川 和明 福島県福島市	福島大学 地域ブランド戦略研究所 所長・教授	・コーディネーターとしてそば焼酎「出逢い」の開発支援 ・アドバイザーとして白河市農産物ブランド化に関与 ・福島大学地域ブランド戦略研究所（所長・平成 21 年） ・「フルーツ王国福島守れ」（福島民有新聞・平成 23 年） 研究テーマ「地域資源活用型食品加工ビジネスの創出に関する調査研究」報告書作成
	（平成 24 年） はざか ひろつぐ 葉坂 廣次 宮城県仙台市	一般財団法人 地球未来フォーラム 代表理事 農商工連携 プロデューサー	・関東/東海地域の農商工連携事業で事業のプロデュース及びコーディネート支援し、認定 ・農林水産物輸出総合支援事業で、県内農協の取組をコーディネート、現地販路開拓（中国・香港・台湾）支援 ・農商工連携人材育成事業で東京、名古屋の 3 社研修をプロデュース、講師を務め事務局を支援 ・中国企業と、中国国内に日本食品専門店舗の多店舗化を構想中（参画企業募集中）
	（平成 24 年） ひぐち じゅんこ 樋口 順子 山形県山形市	有限会社 マネジメント・ コミュニケーションズ 常務取締役	・県産食品を活用したサークル K サンクスの弁当メニュー開発を担当。 ・舟形マッシュルーム等生産者の料理開発の支援。 ・県産食品の販路開拓事業で、レストラン季節メニュー開発、太子食品の脱脂豆腐メニューの開発を支援。 ・[米、くうべ]文芸社や女性誌、新聞の料理コーナーにて執筆。NHK 等のメディア出演もある。
	（平成 24 年） ひぐち ともなり 樋口 智成 山形県山形市	有限会社 マネジメント・ コミュニケーションズ 代表取締役	・農業生産法人の相談対応と経営管理支援。 ・(株)S 食品の県産里芋ポタージュ商品化でコンサルティング支援 ・F 酒造のわさび漬商品化でコンサルティング支援 ・[生涯現役エキスパート研修マニュアル](共著)、[米の付加価値商品で活路を拓く](共著)など執筆。

	（平成 24 年） ふじくら あきら 藤倉 憲 埼玉県東松山市	株式会社 コスモポリタン 代表取締役	・岩手県金ヶ崎町のプロジェクトにおいて、事業者経営の分析、事業と商品開発に関する個別相談を実施。 ・埼玉県狭山市の木村ファームを対象に新たな法人設立と経営のコンサルティング支援。
	（平成 23 年） ほその たけし 細野 武司 山形県山形市	株式会社 フィデア総合研究所 取締役理事	・やまがた 6 次産業人材創生プロジェクトのコーディネーターとして企画、運営に関与。 ・やまがた 6 次産業化ビジネス・スクールの事業統括リーダーとして企画と運営に関与。
	（平成 23 年） ほんだ しんすけ 本田 信輔 宮城県仙台市	株式会社 S・Y ワークス 取締役経営コンサルタント	・トマトクラスターで商品開発支援 ・酒田女鶴クラスターで商品開発、販路拡大の支援 ・四万十栗のブランド化と販路拡大支援
	（平成 23 年） みわ ひろこ 三輪 宏子 宮城県仙台市	株式会社 FMS 総合研究所 代表取締役	・食料産業クラスター事業の全体プロデュース ・食材王国みやぎマーケティング普及事業で商品開発の支援 ・地域資源活用型研究開発事業で商品開発の支援 ・担い手対応販売事業強化コース研修で企画と講師を務める。 ・食文化活用・創造事業の全体プロデュース 等
	（平成 23 年） もとべ えりか 本部 映利香 東京都港区	株式会社ドゥーイット 代表取締役	・福島で地域活性化につなげるご当地弁当開発、売上や観光客の集客につながるような工夫等の提案 ・燻製製造している食品加工事業所の黒豚の油脂を利用した商品開発と販売戦略を指導。 ・[社長は 16 歳](現代書林)や[安定経営の極意](白誠書房)を執筆。
	（平成 23 年） もりした たけこ 森下 武子 東京都新宿区	株式会社 サン・フォレスト 代表取締役社長	・菓子事業の流通チャネル戦略策定 ・ハーブティのマーケティング戦略策定
	（平成 24 年） よこくら まさのり 横倉 正教 山形県山形市	横倉コンサルティング 事務所 代表	・地域産業資源活用促進事業に山形商工会議所から新商品、新サービス等事業化を提案し採択された。 ・山形県産米を使用した新商品開発を行っている企業を、市場調査や申請書作成等で支援。
	（平成 24 年） わたなべ ひとし 渡辺 均 千葉県柏市	千葉大学 環境健康フィールド科学センター 准教授	・山形県新庄・最上地域で地域の植物資源の活用、花き類、機能性植物などの生産、加工、販売に関する技術指導と講演を毎年 1 回程度行っている。
	（平成 23 年） わたなべ ひとし 渡辺 均 埼玉県さいたま市	株式会社 総合市場研究所 代 表	・農産物の輸出促進支援事業 ・山形県絆の森推進事業 ・農村六起人材育成事業 ・農山村の振興とマーケティング、農産物輸出戦略とマーケティング、農産物直売事業とマーケティング、日本型グリーンツーリズムとマーケティング ・アンテナショップ開設事例集

「６次産業化出前講座」開催します！

６次産業化について知りたい！

相談したい！

○6 次産業化って何？
○支援制度について教えてほしい
○しっかりした事業計画を策定したい
○売れる商品づくりに取り組みたい
○個別の相談にものってほしい

山形６次産業化サポートセンターでは、そんな農林漁業者等の方の声に応えるため、6 次産業化の専門家が皆様のところにお邪魔しての「６次産業化出前講座」を開催しています。

市町村や地域等において、概ね１０名程度のグループでお申し込みいただければ、6 次産業化プランナーや経験豊かなスタッフが皆様の地域にお伺いし、6 次産業化に関する勉強会や相談会の講師やアドバイザー等を努めます。

◆経費　「　無料　」

派遣にかかる費用は必要ありません。
※専門家の派遣経費、会場借上費等、開催経費はサポートセンターが負担します。
　ただし、会場の手配や設営（机、イス、研修に必要な機材等の用意等）は申込者側でお願いします。

◆申込方法

裏面、申込用紙に必要事項を記載し、ＦＡＸにてお申込みください。
やまがた食産業クラスター協議会ホームページからも申し込みいただけます。

URL：http://y-cluster.jp/

山形　６次産業化　出前講座　検索

◆問合せ先

山形６次産業化サポートセンター（やまがた食産業クラスター協議会）
Ｔｅｌ：０２３－６７９－５０８１　Ｆａｘ：０２３－６７９－５０８２

山形6次産業サポートセンター　6次産業化出前講座　申込書

FAX送信先：**023－679－5082**【山形6次産業化サポートセンター】

以下のフォームに内容を記載し、上記送信先までFAX願います。

項目	記入欄
お名前 （団体名・氏名）	
お名前 （フリガナ）	
連絡先 （担当者氏名）	
電話番号 （連絡先）	
住所 （申込先）	
連絡方法	連絡のつきやすい時間帯、連絡方法を記載願います。
希望日時	第1希望　　月　　日　　時 第2希望　　月　　日　　時 第3希望　　月　　日　　時 希望日時を記載願います。（講師との日程調整に時間がかかる場合があります。余裕をもってお申込願います。
希望会場	開催を希望する会場を記載願います。会場について心当たりのない場合は、別途相談に応じます。その旨記載願います。
参加人数	名
研修内容	希望する研修内容等について、該当するものにチェック願います。複数回答可 □６次産業化全般　　□商品開発 □６次産業化支援施策　　□販路開拓 □総合化事業計画　　□マーケティング その他（　　）
希望講師	山形6次産業化サポートセンターに所属する6次産業化プランナーのうち希望する講師がいれば記入願います。
研修目的	該当する項目にチェックに願います。 □6次産業化って何か知りたい、学びたい □新たに6次産業化に取り組みたい □既に6次産業化に取り組んでいるがしっかりとした事業系計画を策定したい □既に6次産業化に取り組んでいるが売れる商品づくりに取り組みたい □既に6次産業化に取り組んでいるが販路を拡大したい □異業種の事業者等と連携し、新たな事業に取り組みたい。 □その他（　　）

※申込内容を確認のうえ、6次産業化サポートセンターから連絡させていただきます。
　日時、会場等、打合わせの上、内容を決定いたします。ご希望に添えない場合もございますのでご了承願います。

７）総合化事業計画の認定を受けるための要件は何か？

総合化事業計画の認定を受けるには、次の要件を全て満たすことが必要となります。

【要件】

①【事業主体】**農林漁業者等が行うものであること**

（例）農林漁業者（個人・法人）、農林漁業者の組織する団体（農協、集落営農組織等）
※任意組織も可。
（注）事業主体の取組を支援する者を促進事業者（※機械メーカー、食品メーカー、小売、IT企業等。事業規模は問わない。）として計画に位置づけることが可能

②【事業内容】次のいずれかを行うこと

ア）**自らの生産等に係る農林水産物等をその不可欠な原材料として用いて行う新商品の開発、生産又は需要の開拓（認定を受けようとする農林漁業者等がこれまでに行ったことのない新商品の開発・生産）**

イ）**自らの生産等に係る農林水産物等について行う新たな販売の方式の導入又は販売の方式の改善（認定を受けようとする農林漁業者等がこれまでに用いたことのない新たな販売方式の導入）**

ウ）**アまたはイに掲げる措置を行うために必要な生産等の方式の改善**

③【経営の改善】**次の２つの指標の全てが満たされること**

ア）対象商品の指標

農林水産物等及び新商品の売上高が５年間で５％以上増加すること

イ）事業主体の指標

農林漁業及び関連事業の所得が、事業開始時から終了時までに向上し、終了年度は黒字となること

④【計画期間】**５年以内（３～５年が望ましい）**

８） 事業計画の認定対象となる新商品開発とは何か？

認定を受けようとする農林漁業者がこれまでに開発（農林水産物の特性を活かして品質、機能、効用等に優れた商品の企画・開発を行うこと）、生産（農林水産物を活用した新商品の生産を行うこと）又は需要の開拓（新商品の生産について、マーケティング、商品企画、新たな販路の開拓を行い、その販売を実現すること）を行ったことのない商品

◆新商品の基準

新商品か否かの判断は、以下などにより個別に判断されます。

①既存の商品より優位性があるか

②新たな付加価値があるか

③製造方法が工夫されているか

◆「新商品開発」にはいろんなケースがあります。

- 「リンゴジュース」を製造していた農林漁業者が「リンゴサイダー（シードル）」を製造する場合
- 「リンゴジュース」を製造していた農林漁業者が「桃を原料とするジュース」を製造する場合
- 「デラウェア（ぶどう）」を原料とするジュースを製造していた農林漁業者が、「シャインマスカット（ぶどう）」を原料とするジュースを製造する場合（優位性・新たな付加価値の創出）
- 「普通栽培」のトマトを原料としていた農林漁業者が、「有機栽培」トマトを原料とするジュースを製造
- 「１０Kg の樽入味噌」を製造していた農林漁業者が消費者のニーズに応じ「５００Kg カップ入味噌」を製造

対象となる「新商品」は、認定を受けようとする農林漁業者等がこれまで開発、生産または需要の開拓を行ったことのない商品となります。

しかし、既存の商品も工夫次第で「売れる商品」に生まれ変わります。ポイントはいかに付加価値を加えるか、事業者の思いやアイディアを、事業化の専門家である「６次産業化プランナー」が「売れる商品」として具現化するお手伝いをいたします。

◆事業計画を作るにあたって

自分が考えた新商品のアイディアを、客観的に見ることはなかなかできないものです。

自分で事業計画をまとめあげたという事業者の方も、事業を客観的に評価し、早期の事業化、成功につなげていくため、６次産業化プランナーに相談してみませんか

○商品のコンセプト

・同種の商品と比べて差別化が図られていますか、市場性はありますか

○販売価格

・類似商品と比べて魅力ある価格となっていますか、販売方法、販売先は確保できそうですか、所要のコストをまかなえる価格設定となっていますか

○生産量は適正ですか

・農産物の生産量能力や確保できる加工能力に比して妥当なものですか

○投資額及び資金調達

・補助金利用の可否、借入の見込み等資金調達の目処はたっていますか

・投資額は事業規模等から見て適切なものとなっていますか

９）総合化事業計画はどう書けばいいのか？

別記様式第1号（第3条関係）

総合化事業計画に係る認定申請書

平成23年4月1日

〇〇農政局長殿

申請者（代表者）
住所〒〇-〇沖縄県沖縄市〇-〇-〇
氏名農業生産法人株式会社〇〇印
代表〇〇　〇〇
申請者（共同申請者）
住所〒〇-〇沖縄県沖縄市〇-〇-△
氏名〇田〇雄印

地域資源を活用した農林漁業者等による新事業の創出等及び地域の農林水産物の利用促進に関する法律第5条第1項の規定に基づき、別紙の計画について認定を受けたいので、申請します。

（備考）
1 「申請者」には、総合化事業を行う全ての農林漁業者等（認定を受けようとする農林漁業者等の構成員等及び促進事業者を除く。）を記載すること。
2 申請者が法人その他の団体の場合には、「住所」には「主たる事務所の所在地」を、「氏名」には「名称及び代表者の氏名」を記載すること。
3 用紙の大きさは、日本工業規格Ａ4とすること。
4 氏名を自署する場合には、押印を省略することができる。

（別紙）

総合化事業計画（例）

1 事業名

（記入する事業名の例）

地域の特産品であるシークヮーサーとタンカンを利用した商品の加工・販売事業

2 申請者等の概要

申請者（代表者）
①氏名又は名称、②住所又は主たる事務所の所在地、 ③団体の場合はその代表者の氏名、④連絡先（電話番号、ＦＡＸ番号、担当者名）、 ⑤資本金の額又は出資の総額、⑥従業員数、⑦業種、⑧決算月
①：農業生産法人株式会社〇〇　　⑤：1,000万円 ②：〒〇-〇沖縄県沖縄市〇-〇-〇　　⑥：従業員数11名 ③：代表〇〇　〇〇　　⑦：果樹作農業（0114） ④：電話番号：0＊＊-＊＊-＊＊＊1　　⑧：3月 Ｆ　Ａ　Ｘ　番号：0＊＊-＊＊-＊＊＊1 担当者名：〇野〇子（*******@**.**）
共同申請者（共同して申請する者がいる場合に記載）
①氏名又は名称、②住所又は主たる事務所の所在地、 ③団体の場合はその代表者の氏名、④連絡先（電話番号、ＦＡＸ番号、担当者名）、 ⑤資本金の額又は出資の総額、⑥従業員数、⑦業種、⑧決算月
①：〇田〇雄　　⑤：- ②：〒〇-〇沖縄県沖縄市〇-〇-△　　⑥：従業員数2名 ③：-　　⑦：果樹作農業（0114） ④：電話番号：0＊＊-＊＊-＊＊＊2　　⑧：12月 Ｆ　Ａ　Ｘ　番号：0＊＊-＊＊-＊＊＊2 担当者名：〇田〇雄（*******@**.**）
促進事業者（促進事業者がいる場合に記載）
①氏名又は名称、②住所又は主たる事務所の所在地、 ③法人の場合はその代表者の氏名、④連絡先（電話番号、ＦＡＸ番号、担当者名）、 ⑤資本金の額又は出資の総額、⑥従業員数、⑦業種、⑧決算月
①：特になし　　⑤： ②：　　⑥： ③：　　⑦： ④：電話番号：　　⑧： Ｆ　Ａ　Ｘ　番号： 担当者名：

（備考）

1 共同申請者又は促進事業者が2者以上存在する場合には、各々の欄を繰り返し設けて記載すること。

2 個人の場合であって、「住所」が「主たる事務所の所在地」と異なるときには、「住所」及び「主たる事務所の所在地」を併記すること。

3 農林漁業経営の現状

農業生産法人(株)〇〇は、市の特産品であるシークヮーサーを生産しているが、シークヮーサーは生果としての需要が非常に少ない。そのため、現行の生果生産のみでは、既存の流通経路を用いるほかなく、付加価値を高めづらい状態である。また、近年、シークヮーサーの価格が下落しており、収益が上がらない状況になりつつある。

しかし、シークヮーサーは、独特の酸味や健康面での効用が広く注目されており、市場ニーズに合わせた商品であれば、十分に収益性のある作物である。

また、〇田〇雄は、タンカンを生産しているが、シークヮーサーと同様に近年価格が下落しており、生果での販売以外の販売方法や商品開発を行う必要があると考えているところである。

4 総合化事業の目標

(1)総合化事業全体の目標

タンカン入りシークヮーサージュースを商品開発・生産するとともに、その新たな販売ルートを構築することによって、経営の多角化・高度化を図り、農業経営に付加価値をとりこむことで、農業経営の改善を図る。

(2)農林漁業経営の改善の目標

① 総合化事業で用いる農林水産物等及び新商品の売上高

現状(平成23年3月期)

農林水産物等名 ・新商品名	販売方式	売上高(円) [販売数量(kg)×単価(円/kg)]
シークヮーサー	生果出荷	1200,000円 [10,000kg×120円/kg]
タンカン	生果出荷	720,000円 [6,000kg×120円/kg]
ア: 売上高計		1920,000円

目標(平成26年3月期)

農林水産物等名 ・新商品名	販売方式	売上高(円) [販売数量(kg)×単価(円/kg)]
シークヮーサー	生果出荷	1,000,000円 [1,000kg×100円/kg]
	直売	3,200,000円 [2,000kg×160円/kg]
タンカン	生果出荷	1,000,000円 [1,000kg×100円/kg]
	直売	1600,000円 [1,000kg×160円/kg]
タンカン入りシークヮーサージュース	直売	3,000,000円 [10,000本×300円/本] ※シークヮーサー7,000kg、タンカン4,000kg使用
イ: 売上高計		9,800,000円

(注)販売数量の単位について農林水産物等または新商品に応じた適切な単位を使用すること。

→[売上高の増加率]510%(=(イ÷ア)×100

② 農林漁業及び関連事業の所得

【農業生産法人(株)〇〇】

現状(平成23年3月期)(単位:円)

ウ:農林漁業及び関連事業の売上高	2,000,000
エ:経営費	1,500,000
オ:所得(ウーエ)	500,000

目標(平成26年3月期)(単位:円)

カ:農林漁業及び関連事業の売上高	7,000,000
キ:経営費	5,600,000
ク:所得(カーキ)	1,400,000

→[所得の増加率]280%(=(ク÷オ)×100)

【〇田〇雄】

現状(平成22年12月期)(単位:円)

ウ:農林漁業及び関連事業の売上高	1,720,000
エ:経営費	1,200,000
オ:所得(ウーエ)	520,000

目標(平成25年12月期)(単位:円)

カ:農林漁業及び関連事業の売上高	4,600,000
キ:経営費	3,200,000
ク:所得(カーキ)	1,400,000

→[所得の増加率]269%(=(ク÷オ)×100)

(注)②については、申請者ごとに作成し、欄を繰り返し設けて記載すること。

補助金等を含む経常利益ベースで所得を計算することも可。

5 総合化事業の内容

(1)実施内容

① 新商品の開発、生産又は需要の開拓の取組

(株)〇〇が、沖縄県沖縄市〇〇に加工施設を新たに整備し、(株)〇〇の生産しているシークヮーサー及び〇田〇雄の生産しているタンカンをブレンドしたジュースを開発

・生産する。

具体的には、平成23年度中にブレンドジュースの商品開発及び加工施設の整備を行い、平成24年度より加工施設を利用したブレンドジュースの生産を行う。

なお、商品開発時には、観光みやげや贈答用にも適した商品となるように検討を行う。

② 新たな販売の方式の導入又は販売の方式の改善の取組

〇田〇雄が沖縄市内に有する倉庫を改築し、直売所を設置し、シークヮーサー及びタンカンの生果及びジュースの販売並びに市内農業者の生産した野菜・果実等の販売を行う。

具体的には、現在、市内農業者に本直売施設での野菜・果実等の販売を打診しているところであり、平成24年度当初より直売施設の整備を行い、同年度中に直売施設での販売を開始する。

③ ①又は②の取組を行うために必要な生産の方式の改善の取組

特になし。

(2)実施計画

① 実施体制

責任者:〇〇 〇〇(㈱〇〇代表)及び〇田〇雄

商品開発:□□(㈱〇〇商品開発担当)、〇田〇雄

パッケージデザインに■■(㈲〇〇デザイン)の協力をあおぐ予定。

加工場及び直売所設置:☆☆(㈱〇〇出店担当)

販売促進部:●●(㈱〇〇)ほか2名

(※組織図の添付をもって記載に代えることも可)

② 総合化事業の用に供する施設の整備の内容(別表1)

③ 特例措置(別表2)

④ 総合化事業を実施するために必要な資金の額及びその調達方法(別表3)

6 総合化事業の実施期間

平成 23 年 6 月 1 日～平成 26 年 6 月 1 日_

10）総合化事業計画の認定状況

六次産業化法に基づく総合化事業計画については、これまで、全国で1000件（H24.12現在）を超える計画が認定されています。事業の内容は、加工及び加工直販が全体の9割近くを占めています。また、対象としている農林水産物は、野菜（32.7%）、果樹（19.0%）、米（13.5%）、畜産物（12.0%）で全体の8割近くを占めています。

六次産業化法に基づく認定の概要（累計：平成24年11月30日時点）

1. 地域別の認定件数

地域	総合化事業計画の認定件数	うち農畜産物関係	うち林産物関係	うち水産物関係	研究開発・成果利用事業計画の認定件数
北海道	75	71	2	2	1
東北	144	139	4	1	2
関東	182	168	4	10	11
北陸	52	51	0	1	1
東海	104	93	5	6	0
近畿	202	190	5	7	2
中国四国	115	93	5	17	3
九州	171	153	7	11	3
沖縄	36	34	0	2	0
合計	1,081	992	32	57	23

2. 総合化事業計画の認定件数の多かった都道府県

		（件数）
第1位	北海道	75
第2位	長野	50
第3位	滋賀	46
第4位	和歌山	45
第5位	兵庫	44

3. 総合化事業計画の事業内容の割合

	（%）
加工	26.6
直売	3.4
輸出	0.3
レストラン	0.2
加工・直売	61.9
加工・直売・レストラン	6.1
加工・直売・輸出	1.5

4. 総合化事業計画の対象農林水産物の割合

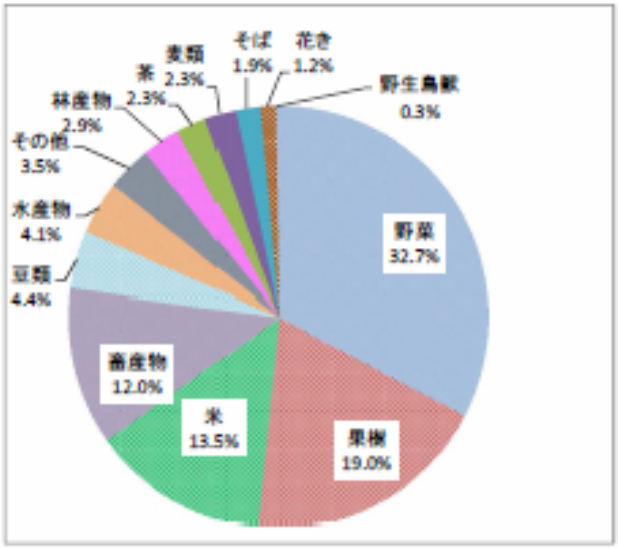

※複数の農林水産物を対象としている総合化事業計画については全てをカウントした。

5. 女性が代表を務める事業者の件数

（件）
76

山形県における総合化事業計画の認定状況

山形県における六次産業化法に基づく総合化事業計画については、これまで、２１件（H24.12現在）の計画が認定されています。そのうち法人が１７件、個人が４件となっています。

◆山形県における認定事例（H24.12 現在）

認定	事業名	事業の概要	事業者		市町村
			申請者	促進事業者	
第１回認定（H23.06.15）	地域農産物（米、大豆、枝豆、野菜等）を利用した商品の加工・販売と、新商品の開発に向けた異業種との連携事業	転作田を活用して栽培した白大豆、枝豆、カボチャ等の野菜を乾燥粉末化し、付加価値を付けた加工商品として菓子店へ販売。また、発酵技術を活かし、栽培した大豆を原料とした味噌、納豆等を生産、自ら整備した直売所で商品の直売を行う。	農事組合法人新田営農組合	NIDA協同組合	米沢市
	地域の特産品である米沢牛を利用した商品の加工・販売事業	米沢牛内臓系を使用し、肉まん、肉団子を新たに開発。さらに、顧客ニーズに応じて味付けを変え、肉まん、肉団子をシリーズ化した商品として充実を図る。また、冷凍技術を確立し、長期保存可能な冷凍商品（肉まん、肉団子、コロッケ、メンチ、しぐれ煮等）を開発して、首都圏や他県への販路拡大へ取り組む。	株式会社田中屋	－	飯豊町
	マッシュルームを利用した商品開発及び販路拡大事業	マッシュルームの生産出荷過程で出る規格外品、石突部分を活用した加工商品（佃煮等）を開発し、環境配慮型ゼロエミッションシステムの実現と経営向上を目指す。また、取引先から要望のある、長期保存可能なマッシュルームの１次加工品（ダイスカット等）を開発し、販売量の拡大及び安定的な販路を確保する。	農業生産法人有限会社舟形マッシュルーム	－	舟形町
第２回認定（H23.10.31）	山菜の王国小国町の地域資源（わらび、ぜんまい）を利用した商品の加工・販売事業	休耕地を活用してわらび、ぜんまい等の栽培を行い、乾燥・塩漬けに１次加工。さらに、漬け物、総菜等の２次加工品を商品化するとともに、新たな販売ルートを構築することにより経営の多角化・高度化を図り、農業経営の改善を図る。	農事組合法人白い森のめぐみ	－	小国町
	地域特産である茄子を利用した商品の加工販売事業	転作田で栽培している茄子を活用した漬物を開発し、販売することにより収益の増加を狙い、農業経営の改善を図る。	冨樫　民雄	－	鶴岡市
	庄内町余目の在来作物であるカラシナを使った「和からし」の商品化	庄内町余目の宝である在来作物のカラシナを使った「和からし」の製造法を確立し、地域の特産品として全国に情報発信することにより、余目跡村地区のカラシナを復活させる。	山澤　清	－	庄内町
第３回認定（H24.02.29）	自家栽培のこだわりトマトを利用した商品開発と販路開拓及び農家カフェを開設し料理の提供	トマトの生産、出荷の過程で出来る規格外品を活用したトマトの１次加工品を製造・販売するとともに、農家カフェを開設し、トマトの１次加工品と自家製野菜を使った料理メニューを提供することにより、収益の向上と農業経営の改善を図る。	山川　正信	－	大江町
	にんにくを活用した加工商品の改良及び新商品の開発・販売促進事業	にんにくの生産、出荷の過程で出来る規格外品を活用した加工品（味噌、焼肉のたれ）の常温保存可能な製品として商品化、量産化に向け改良を行う。また、新たな加工商品「にんにくドレシッシング」を開発・販売することで、農業経営の基盤強化を図る。	株式会社ジオンジファーム	－	寒河江市
	最上の豊かな自然の中で、耕作放棄地・減反農地を利活用し生産したハト麦と薬草を原料とした健康商品の製造販売事業	耕作放棄地等を利用し、無農薬・無化学肥料で生産したハト麦を原料として、ハト麦茶、ハト麦ヨクイニンを製造・販売する。また、薬草「大和当帰」の苗を協力農家に供給し、地域全体で本格的生産に取り組み、生薬原料として漢方会社等に販売することで、地域の活性化につなげる。	農業生産法人有限会社新庄最上有機農業者協会	－	鮭川村
	低カロリーご飯及び冷凍ご飯の開発と販路拡大事業	自社生産米を利用して、米飯加工として低カロリーご飯や、炊込ご飯（冷凍製品）を新商品として開発・生産・販売に取り組む。	有限会社ドリームズファーム	－	鶴岡市
	耕作放棄地を利用し栽培した山菜の加工販売と観光事業	耕作放棄地を活用してそば、山菜の栽培を行い、生産物を粉末化・ペースト化した１次加工品を開発する。さらに菓子類(そば饅頭やわらび餅)などの２次加工した商品開発にも取り組み、温泉地に訪れる観光客へ土産品として販売することにより、経営の多角化・収益の向上、さらには地域産業の活性化を図る。	農業生産法人もがみグリーンファーム株式会社	－	最上町
	山形名物「芋煮」の主役である里芋の生産・加工・直接販売事業	自社生産の里芋を使用した加工品として、１年間保存可能な里芋レトルト商品の開発に取り組み、年間を通じて需要が見込める飲食店事業者向けに製造・販売する。また、一般消費者向けには、芋煮のレトルト商品の開発・製造・販売を行うとともに、直接販売ルートの充実を図る。	さとう農園株式会社	－	山形市
	耕作放棄地を活用し、栽培したコケを使った個人向け緑化商品の開発と販路開拓事業	耕作放棄地を利用しコケの栽培を行い、個人の趣向に合わせて屋内外で楽しむことのできる、コケを使った一般個人向け緑化商品として、コケトピアリーキット、コケ盆栽キット、コケタペストリー等の新商品を開発し、新たな市場と販路を確保する。	株式会社モス山形	－	山形市
	月山ブランド眠れる地域資源商品の開発と販路拡大事業 認定追加：H24.03.30	山の果実こくわを原料とした石けんを製造・販売したり、間伐材を活用し燃料用薪として販売するなど、眠れる地域の資源、生産物を活かした新商品開発に取り組み、生産物の付加価値向上による農業収益の向上を図るとともに、地域の活性化につなげる。	株式会社月山じょいふるふぁーむ	－	西川町

◆山形県における認定事例（H24.12 現在）

認定	NO	事業名	事業の概要	事業者		市町村
				申請者	促進事業者	
H24第1回認定 (H24.5.31)	1	地域の在来野菜である蔵王かぼちゃを活用したスープ缶詰の製造・販売	地域の在来野菜である「蔵王かぼちゃ」の栽培に取組み、そのかぼちゃを原材料としたかぼちゃスープ缶詰の開発・販売に取り組む。販売については、山形県内の自治体等に災害備蓄用として提案するとともに、会員体験農園を開設し、その会員への販売に取り組む。	株式会社 アグリパークZAO	―	上山市
H24第2回認定 (H24.10.31)	1	小松菜などの自家製野菜と地元和牛を利用した「野菜職人がつくったこだわりの餃子」の商品開発と販売事業	自社で栽培する小松菜、にら、にんにく及び地元産の和牛を原料とした餃子の開発を行い、地元直売所のほか、県内外の百貨店やスーパーへの販路を開拓する。	株式会社 あさあけ農場	―	尾花沢市
	2	自家栽培した果物（さくらんぼ等）と野菜（きゅうり等）の規格外品を使った加工商品の開発と販売体制の確立	自ら生産した果樹（さくらんぼ、りんご等）を使用したジャム、野菜（青菜、きゅうり）の漬物等の開発を行い、お土産品及び贈答品としてさくらんぼ狩り来園者等へ直接販売を行う。	北村　陽子	―	東根市
	3	自社生産米による「米粉かりんとう庄内産野菜シリーズ」の開発とその生産技術確立及び販路拡大事業	自社生産米と庄内野菜のパウダー（にんじん、ごぼう、ほうれんそう等）を使用した「かりんとう」を開発・製造し、首都圏の商業施設、コンビニ、大手スーパー等へ販売する。	有限会社 米シスト庄内	―	東田川郡 庄内町
	4	美味しさ新食感！自らつくった米粉を利用したスナック菓子の加工・販売事業	自社生産の米粉を利用し、米粉スナック菓子を開発・製造し、大手ホームセンターや都心のスーパーへ販売する。	農事組合法人 りぞねっと	―	最上郡 真室川町
	5	再生可能エネルギー商品（籾殻）の創出による地域循環型事業の実現 【認定追加：H24.11.30】	水稲の副産物である籾殻を使用し、籾殻燃料の製造に取り組むほか、籾殻をすり潰して育苗培土を製造し、ホームセンターや地元の公共施設等へ販売する。	小国地産エネルギー研究所株式会社	―	西置賜郡 小国町
	6	上山市の地域資源であるブドウと西洋梨を有効活用したワインの生産と販売事業 【認定追加：H24.11.30】	自社生産のワイン専用種ぶどうを使用したワインおよび西洋なしを使用した発泡ワインを開発・製造し、ワイン愛好家をターゲットに通信販売やネット販売を行うほか、百貨店、スーパーなどへ販売する。	農業生産法人 有限会社 蔵王ウッディファーム	―	上山市

Ⅳ　農商工連携」に取り組もう！

地域における農商工連携の進展は、地域経済を支える地元の農林水産業や関連産業が活性化する契機として、大きな意義を有します。農林水産業は、地域経済の基盤産業と考えられますが、農林水産業自体の付加価値はわが国経済全体の１％に過ぎません。

しかしながら、食品製造業や食品卸・小売業、飲食店業等の関連産業に加え、農商工連携関連業種全体でみた場合、わが国経済全体の約10％に相当します。したがって、単に良質な農林水産品を出荷することに留まらず、地域の農林水産業と食品製造業や食品卸売・小売業、飲食店業等の関連産業が連携し、地域一体となった農商工連携を進めることによって、新たな商品・サービスを生み出し、大きな付加価値が生まれ、雇用の創出にも繋がることが期待されています。また、農商工連携の進展は、域内生産の増加や雇用創出だけではなく、地域の活性化に様々な側面から寄与することも期待されています。

１）農商工連携のポイント？

地域における農商工連携の普及拡大を進めるため、農林水産省と経済産業省では、全国の優良事例について、成功要因の分析等を行い「地域を活性化する農商工連携のポイント」としてまとめています。これを参考に、農商工連携のプロジェクトを運営する事業者が共通して直面する（１）連携基盤、（２）商品・サービス開発、（３）販路開拓、（４）情報発信について、そのエッセンスを紹介します。
※経済産業省ホームページには、成功の詳細なポイント、成功事例等が掲載されています。
（参考）「地域を活性化する農商工連携のポイント」（経済産業省HP）
http://www.meti.go.jp/press/20100402001/20100402001.html

（１）連携基盤の形成

農商工連携は、農林漁業者と商工業者が通常の商取引関係を超えて有機的に連携し、お互いの強みを活かして商品・サービスの開発・生産等を行い、需要の開拓を行う取組です。地域を活性化する農商工連携を実現するためには、明確な事業理念やビジョンのもとに、参加する事業者が互いの課題や連携による課題解決の方向性を共有し、共通目標を設定するために、適切な連携基盤を形成することが求められます。
そのためのポイントとして、以下の点があげられています。

①適切な連携体・体制の構築

（ｉ）信頼関係を醸成する
（ii）農林漁業者と商工業者との間でＷＩＮ－ＷＩＮの関係を作る。
（iii）点から面への展開・ネットワークの形成を図る。
（iv）地元の大企業・中堅企業の巻き込み
（ｖ）連携体での合意形成・事業化のしかけ
（vi）地域住民も含めた地域ぐるみの展開

②人材の確保・登用・育成（仲間づくり）

（ｉ）中核メンバーの確保と人材育成
（ii）地域外からのサポート人材の招聘

③行政、JA、商工会議所等支援機関の活用

（ｉ）行政や支援機関の積極的な関与
（ii）行政や支援機関による支援制度やイベント等の有効活用

（２）商品・サービス開発の考え方

①商品・サービスへのストーリー性の付与

（ｉ）既存の地域資源を磨く

地域資源として、農産物等のモノだけでなく、それを生産してきた地域そのものの風土や文化の掘り起こし・復興等も磨く対象となりえます。磨いた地域資源を活用した商品・サービス開発を行うことで、地域資源が有するストーリー性を商品等に与えることが可能になります。

（ⅱ）規格外品・未利用資源の活用

これまで利益をもたらさないものとして扱われてきた資源を販売できれば、地域に追加的な収益をもたらすことが可能であり、商品・サービスに地域課題の解決というストーリー性を与えることにつながります。一方で規格外品・未利用資源は、利用価値が低いと評されているもの多いことから、ターゲットとする消費者や専門家の意見を反映するなど、マーケット・インの視点で、絶えず改良を重ねることが求められます。

（ⅲ）ブランド管理

厳密なブランド管理は、商品・サービスの品質水準を維持する上で有効な手法であるだけでなく、ストーリー性を持たせる等の商品の差別化を図る手法として効果的です。ブランド確立のためには、知的財産の管理や統一ブランドの広報活動などの取組が必要となりますが、最も重要なポイントは、参加者が一体となって、商品の品質を維持するために連携体内で品質管理ルールを明確化し、生産体制を確立することです。

（ⅳ）観光などサービスへの展開

農商工連携による観光業への展開は、地域が持つストーリー性を商品・サービスに与える上で効果的です。特に、大量生産・販売できない商品特性を魅力とした取組の場合、観光などのサービスへの展開は、事業収益の維持・拡大を図る上で、有効な手段と言えます。さらに、客単価のアップ、宿泊などの他産業への波及効果、雇用の創出など大きな地域への効果も期待されます。

②マーケット・インの視点による商品・サービスの開発

出来上がった商品・サービスを買おうとする顧客を捜すよりも、商品・サービスを開発する段階から、地域外の専門家のアドバイスを取り入れて、需要側のニーズを取り入れた商品・サービス開発を進めれば効率的な販路開拓や広報が可能になります。

（ｉ）地元マーケットへの展開

地元マーケットへの展開を行う場合、物理的な距離が近いために、ターゲットとする顧客やそのニーズを感覚的に捉えてしまうことも少なくありません。こうした課題に対して、近いからこそ、顧客である周辺生産者を地道に回り、マーケティグリサーチを行ったり、商品・サービス特性に合った適切なマーケットを選択したりして課題を解決したり、軌道修正を図ることが重要です。

（ⅱ）ニッチマーケットへの展開

ニッチマーケットを狙う場合、なぜ、その隙間が生まれているのか要因を探ることが重要です。なぜなら、大手メーカーが参入しない理由にこそ、中小企業の経営資源の活用の道を見出すことができるからです。また、ニッチマーケットを目指すことだけでは、差別化を十分に図ることが困難である場合もあります。例えば、国内外の品評会への出展などによる宣伝や容器デザイン等にも工夫の余地があると言えます。

（ⅲ）マーケットに合わせた商品・サービスの提供方法の提案

マーケット・インの商品・サービス開発を進めるにあたり、想定する顧客を特定化すればするほど、購買を決定づける要素もより具体的になります。価格や商品・サービスの改良だけでなく、商品・サービスの提供方法や、消費シーン・食シーンの提案なども差別化を行う重要なヒントとなります。

③生産効率等を高める商品・サービスづくり

農商工連携による商品・サービス開発では、加工食品の開発にとどまらず、商工業と農林漁業者の知見を融合することで新技術を開発し、農林漁業や商工業の既存の生産－流通方式自体を効率化するような商品・サービスを開発することも重要です。

（３）販路開拓の考え方

販路開拓は、商品・サービスのターゲットとなる顧客に対して、どのようなチャネルで売るのかを検討することであり、商品・サービスの開発と同時進行で行うことが理想的です。

① 地域ブランドの確立を意図した域内展開（飲食店・小売店等の組織化）

地域ブランドとは、地域発の商品・サービスのブランド化と地域イメージのブランド化を結びつけ、好循環を生み出し、地域外の資金・人材を呼び込み、持続的な地域経済の活性化を図ることです。商品・サービスのブランド化に加えて、重要なことは、当該商品・サービスに結びつく地域イメージの醸成です。

② 都市圏・全国への販路拡大、域外からの集客・誘客

（ｉ）都市圏・全国への販路拡大

都市圏や全国への販路拡大の目指す事例としては、付加価値を高めた商品・サービスを、こだわり志向を持った顧客層や、高所得者層を獲得することなどを目的としたものが想定されます。特に、過度の価格競争に巻き込まれないためには、適切な顧客層に対して商品・サービス特性を知ってもらい、他の競合商品・サービスとの違いを明確に認識してもらうことが求められます。また、大量生産・製造・販売にふさわしくない商品・サービスであっても、卸売先、消費者に対して、一定量を安定的に供給するための生産や流通の体制を整えることが前提となります。特に、季節性のある商品・サービスについては、販売のタイミングなど慎重に検討することが求められます。

（ii）域外からの集客・誘客（消費者の会員化）

域外展開には直接、都市圏や全国の小売店や飲食店等に販売先を求める事例のほかに、カタログによる通信販売やインターネットによる通信販売を行う事例があります。消費者にとっては、店頭で、商品・サービスを直接見たり、試したりすることができないため、ともすると情報量が不足し、購買にまで結びつくことが困難なことも予想されます。

③ 輸出など海外展開

農林水産品の輸出促進に当たって最も重要なことは、仕向け先市場に安定的に生産物を供給できるだけの生産量を確保することです。そのためには、個々の事業者に留まらない、産地単位あるいは産地同士の連携といった広域的かつ多くの農林水産業者による連携の下で、輸出の取組を進めることが求められています。また、海外販売は国内販売に加えて、通関手続きや価格、ロット、配送条件等の取引条件の明確化など、様々な物流、商流での課題があります。こうした課題にスムーズに対応するために、輸出に対応可能な設備や知識・ノウハウを持った卸売業者、小売業者との連携を進めることが求められます。

また、輸出販路の開拓に成功するためには、海外のバイヤーが商品・サービスに対して強い魅力を感じることが重要です。そのためには、単に商品・サービスを販売するだけでなく、調理方法や食べ方を提案したり、日本文化の魅力と結びつけた情報発信を実施したりする等、ストーリー性を持たせるような売り方も重要となります。

④ 新規流通の創造（中規模流通、生産者と需要者の直接取引の創造）

既存の流通経路に加えて、最近では量販店等への大規模流通や地産地消ではなく、生産量に限りがあるものの良質な地域産品を地域間で流通させるような新しい市場の創造の取組も始まっています。

このような新規市場の創造には、都道府県を越えて広域における生産者とのネットワークやこだわりの商材の販路先との人脈を有するコーディネーターが必要となります。また、新規流通市場の創造は、従来の市場システムは産地情報が乏しく、僻地や離島といった地理的条件が不利な地域において生じていた産地市場間格差の解決策としても期待されています。

（４）情報発信（プロモーション）の考え方

商品・サービス開発・販路開拓に加えて、商品・サービスが実際に売れるためには、様々なコミュニケーション手段を用いて、開発した商品・サービスを消費者に認知してもらい、購買に繋がるような仕掛けを行うこと（プロモーション）が求められます。

① 自社媒体・販促ツールの活用

自社媒体・販促ツールは、商品・サービスや、サービスに関する想いや背景にあるストーリーを、発信者自らが自由に作成できるコミュニケーションツールであり、カタログ、会員誌、ホームページ等が考えられます。農商工連携事業では、商品・サービスに関する川上から川下まで多くの関係者が連携体を組むことから、自社媒体・販促ツールとは言え、関係者間での発信メッセージの共有から商品・サービスパッケージに至るまで、統一ルールの策定・運用が必要となります。

② メディア等への露出のしかけ

新聞紙面、雑誌等への掲載やテレビ放映などのメディアへの露出は、広告枠の購入と比べて、掲載されない可能性があることや、内容について事業者側に裁量が少ないという特徴があるものの、低コストで情報発信を行う有効な手段です。

③ 観光事業者や交通・輸送機関との連携

観光事業者や交通・輸送機関との連携は、域外への情報発信の入り口となる重要な情報発信のチャネルです。こうした事業者との連携は、数多くの潜在的な顧客との接点を生み出すきっかけともなり、販売増や誘客に大きく繋がるチャンスであるとも言えます。このようなチャンスを活かすためには、相手側である事業者の求めるニーズを確実に把握した上で、連携のメリットを明確に示すことが求められます。

④ 行政等シティプロモーションとの連携

地域ぐるみで農商工連携を進める場合、行政等との連携も視野に入れることは重要です。個々の事業者レベルでの情報発信・プロモーションに、中立的な立場である行政が連携を組むことは困難ですが、地域の共通課題の解決やシティプロモーションとの連動で、連携の道が開ける可能性も十分に考えられます。

やまがた食産業クラスター協議会では、農林漁業者と異業種の事業者による交流連携機会の設定、経験豊かなコーディネーターによる原材料調達、販路等のマッチング、市町村・商工会議所担当職員等を対象とするコーディネートスキルアップ研修等、農商工連携を促進、支援するための取り組みを展開しています。是非、ご相談ください。 やまがた食産業クラスター協議会（０２３－６７９－５０８１）

２)農商工連携を進めるために(農商工等連携促進法)

農商工連携とは、「農林漁業者と商工業者等が通常の商取引関係を超えて協力し、お互いの強みを活かして売れる新商品・新サービスの開発、生産等を行い、需要の開拓を行うこと」です。

すなわち、これまで農林漁業者だけ、商工業等を営む中小企業者だけでは開発・生産することが難しかった商品・サービスを両者が協力し合うことで創り出し、市場で販売していくことで、売上げや利益の増加を目指そうとする取り組みのことです。

平成 20 年7月には、「農商工連携促進法」が施行され、「農商工連携」に取り組もうとする方々の事業計画を国が認定し、認定された計画に基づいて事業を実施する方々を各種支援策で重点的に支援しています。

計画の申請は、農林漁業者、中小企業者が両者連名で行う必要であり、中小企業者については、業種ごと定められた資本金又は従業員数の要件が定められています。

(１)国の認定を受けるためのポイントは？

農商工連携に関する計画を策定し、国の認定を受ける際のポイントは次の 4 つです。

1.農林漁業者と中小企業者が「有機的連携」すること！

「有機的連携」とは、**通常のビジネス上の取引関係を超えて協力すること**です。単なるビジネスベースでの原材料の売買、業務の受委託や資産の賃貸借などは認定の対象とはなりません。この「有機的連携」は、キーワード(３)の「**新商品・新サービスの開発等」を実現するための協力関係**です。

2.お互いの「経営資源」を有効に活用すること！

「経営資源」とは、資産や技術・技能、ノウハウ、知的財産で、販路や人脈なども含まれ通常の営業活動に必要なものはほぼ認められます。ただし、“お金”は経営資源として認められていません。連携の相手方が持っていないこれら経営資源、いわゆる**自分の“経営の強み”をお互いに活用することが必要**です。この「経営資源」も、キーワード(３)の「新商品・新サービスの開発等」を実現するために活用する経営資源です。

3.「新商品・新サービスの開発等」を行う事業であること！

新商品・新サービスとは、計画を申請する農林漁業者・中小企業者にとって、これまでに開発、生産・提供したことのないものであれば認められ、新たな事業展開にチャレンジする方々の創意工夫を活かした幅広い事業が対象となります。ただし、**重要なのは、“売れる見込みがあること”**です。**開発しようとする商品の優位性が明確でない、顧客ニーズの把握が十分でない計画は、認定の対象になりません。**

4.農林漁業者と中小企業者の「経営の改善」が実現すること！

この事業を実施することにより、**農林漁業者と中小企業者が“WIN―WIN”の関係を築き、共に経営が改善する計画であることが必要**です。したがって定量的な認定基準として、**計画期間が 5 年の場合“5 年間で売上高と付加価値額の 5％以上の増加”が必要**とされています(計画期間は 5 年以内です)。

（２）国の認定を受けるメリットは何か？

認定を受けた事業者に対しては、専門家によるアドバイスや販路開拓のサポートなどのほか、試作品開発や販路開拓のための市場調査等に対する補助（２／３補助）、設備投資減税（30％の特別償却又は７％の税額控除）、中小企業信用保証の特例、政府系金融機関の融資等の支援策が用意されております。

補助金

◆事業化・市場化支援事業

連携体が行う新商品開発（製品・サービス）に係る試作、実験、研究会、マーケティング、市場調査等にかかる経費を補助します。

補助金限度額2,500万円、但し技術開発を伴う場合3,000万円（上限）補助率2/3以内

問い合せ先 各経済産業局及び沖縄総合事務局

◆食農連携促進事業

農林漁業者と食品製造業者のマッチング、売れる商品づくりや販路拡大等にかかる経費を補助します。

補助金限度額 2,000 万円（上限）補助率 1/2 以内（但し、法認定を受けた場合は、補助金限度額 3,000 万円（上限）補助率 2/3 以内）

問い合せ先 各農政局及び沖縄総合事務局

融資

◆政府系金融機関による融資制度

農林漁業者の共同利用施設の取得等や、中小企業者の設備資金及び運転資金について、参画する事業者の返済能力に加え、連携プロジェクトの評価を加味した上で、政府系金融機関が優遇金利で、農商工等連携事業計画に参画する事業者向けに融資を行います。

問い合せ先 日本政策金融公庫、沖縄振興開発金融公庫の各支店

◆小規模企業者等設備導入資金助成法の特例

小規模企業者等の設備資金について、無利子貸付の限度額を6,000万円に、また、同貸付割合を2/3以内に優遇します。

問い合せ先 各都道府県中小企業支援センター

◆農業改良資金助成法、林業・木材産業改善資金助成法、沿岸漁業改善資金助成法の特例

中小企業者が農林漁業者の行う農業改良措置等を支援する場合に農業改良資金等（無利子）の貸付を受けることができます。また、当該資金の償還期間及び据置期間を延長します。

問い合せ先 【農業改良資金】各都道府県農業改良資金担当課及び各農業改良普及センター
【林業・木材産業改善資金】各都道府県林業・木材産業改善資金担当課
【沿岸漁業改善資金】各都道府県沿岸漁業改善資金担当課

信用保証

◆中小企業信用保険法の特例

中小企業者が金融機関から融資を受ける際、信用保証協会の債務保証について、次の措置を受けることができます。

＊普通保証等の別枠設定

普通保証２億円、無担保保証8,000万円、特別小口保証１,250万円、流動資産担保融資保証２億円に加えて、それぞれ別枠で同額の保証を受けることができます。

＊新事業開拓保証の限度枠拡大

新事業開拓保証の限度額が2億円から4億円（組合4億円から6億円）に拡大されます。

問い合せ先 各都道府県信用保証協会

◆食品流通構造改善促進法の特例

食品の製造等の事業を行う中小企業者が金融機関から融資を受ける際、食品流通構造改善促進機構が債務保証等をする制度で、食品の製造等の事業を行う中小企業者は、当該認定事業に必要な資金の借り入れに係る債務の保証等を受けることができます。

問い合せ先 財団法人食品流通構造改善促進機構構造改善部

設備投資減税

◆設備投資減税

事業を行う中小企業者のうち、新商品又は新役務の需要の開拓の程度が一定の基準に適合する旨の確認を受けた者に対し、取得した機械、装置について取得価額の7%の税額控除又は初年度30%の特別償却が認められます。

問い合せ先 各経済産業局及び沖縄総合事務局

（３）農商工等連携促進法の支援スキームと支援の内容は？

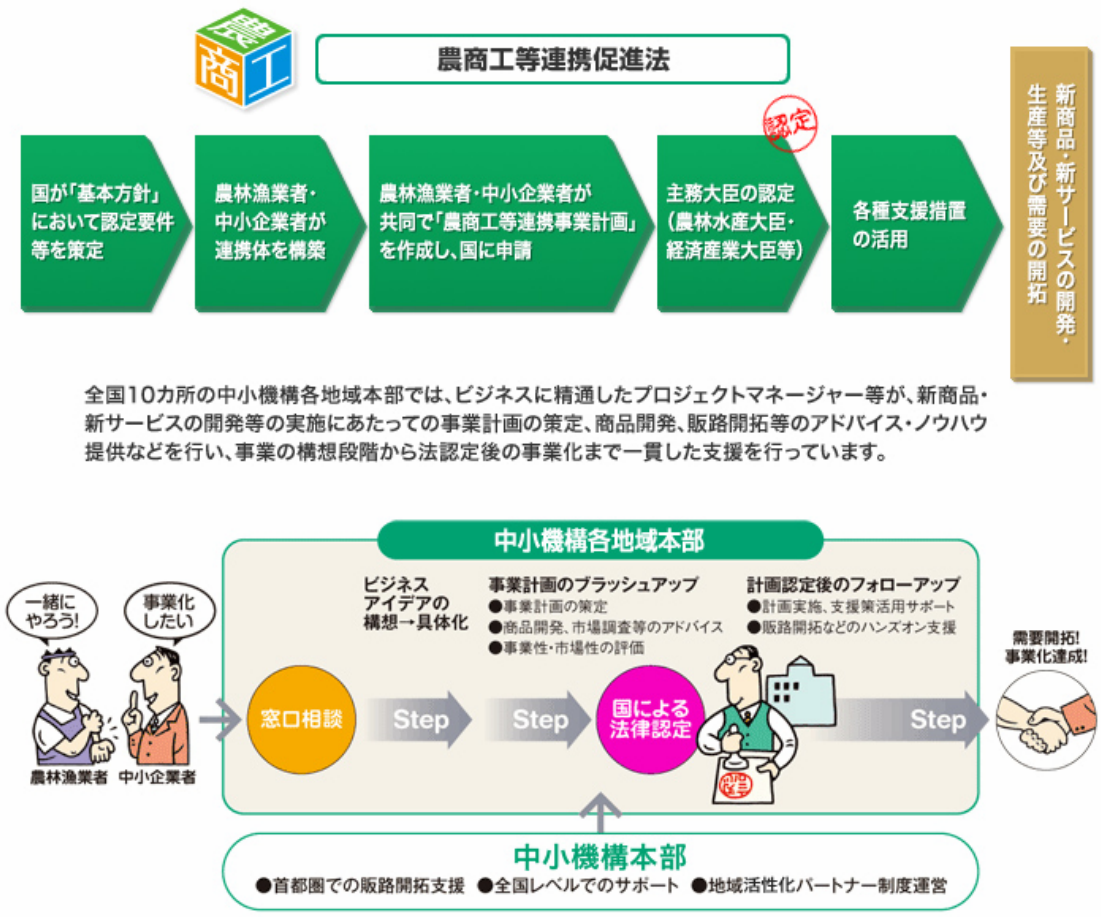

（４）農商工連携等促進法の施策、支援に対する相談窓口はどこか？

農商工連携にチャレンジする場合は、全国 10 カ所にある中小企業基盤整備機構の各地域本部などが相談窓口になります。専門家が窓口相談や計画作成のアドバイス、計画認定後のフォローアップまで対応してくれます。また、計画の申請先となる経済産業局、農政局でも相談を受け付けています。

東北	中小機構 東北本部 新事業創出支援課	〒980-0811 宮城県仙台市青葉区一番町 4-6-1 仙台第一生命タワービル 6 階	022-399-9031

（５）山形県における農商工等連携促進法の認定事例

2012 年 2 月 3 日認定

安全性に配慮した飼料で育てた「純国産鶏」を使った新たなスナック感覚の鶏肉加工食品の開発と販路開拓

さくらどり等の純国産鶏を安全性に配慮した飼料で飼育。採卵後の親鶏を活用した高付加価値商品の開発。

農林漁業者	出羽の郷しあわせファーム株式会社（養鶏業）
中小企業者	有限会社半澤鶏卵（その他の農畜産・水産物産卸売業）、斉加商店（肉加工品製造業）

2011 年 9 月 30 日認定

山形県庄内産地魚を活用した“やまがた天然地魚漬け“の開発とブランド化事業

山形県庄内浜で水揚げされた天然旬魚と、内陸地方で古くから伝承されてきた熟成文化（発酵文化）を融合させた水産物漬物（純米酒粕漬け）の商品化。

農林漁業者	JF やまがた（漁業協同組合）
中小企業者	（有）しぶや（その他の水産食料品製造業）

山形県庄内地方の「最上紅花若菜」を使った粉末健康飲料の開発・製造の事業化

最上紅花の若菜を主原料にした、飲みやすく、美味しく、機能性豊かな、新しいコンセプトの粉末健康飲料の開発。

農林漁業者	菅原賢信（工芸農作物農業）
中小企業者	有限会社グローバルアイ（他に分類されない食料品製造業）

2010 年 2 月 10 日認定

形県産『白小豆』・『大納言小豆』を使用した新たな地元定番和菓子の開発・販路開拓事業

減農薬で栽培した山形県産の「白小豆」と「大納言小豆」を用いた餡を製造し、その餡を用いた新しい和菓子の開発と販路開拓。

農林漁業者	（有）みさおちゃんファーム（農業）
中小企業者	（有）戸田屋（飲食料品小売業）

2009 年 10 月 27 日認定

山形県中山町特産豊田すももを活用した“すももスパークリングワイン”の 開発

規格外品のすももからスパークリングワインを製造し、女性を顧客ターゲットとして販売展開。

農林漁業者	鈴木 徹雄（農業）
中小企業者	（株）武田庄二商店（飲食料品卸売業）、高畠ワイン（株）（飲料・たばこ・飼料製造業）

2009 年 6 月 30 日認定

飛島の炭火焼とび魚を使った「絶品あごだし」の商品開発と販路開拓

酒田沖 39km に浮かぶ「飛島」近海で漁獲する品質の高い「とび魚」の「あごだし」を贅沢に使い、ストレートタイプの「めんつゆ」を開発、販売。

農林漁業者	山形県漁業協同組合（協同組合）
中小企業者	山形県農村工業農業協同組合連合会（協同組合）

王将野菜を常温乾燥した加工品（料理具材、乾燥漬物、郷土料理セットなど）の開発と販路開拓

減農薬・減化学肥料・堆肥利用により生産した天童産の野菜“王将野菜”を原料とした素材本来の食感・色合い・風味が保持された常温乾燥加工品の開発と販路開拓を図るとともに、“王将野菜”の知名度向上とブランド構築。

農林漁業者	佐藤　武志（農業）
中小企業者	（株）黒田吉五郎商店（飲食料品卸売業）

2009 年 2 月 17 日認定

山形県産特別栽培・新銘柄米から生まれた新製法・プレミアム米菓の開発・販売

連携体	中小企業者：（株）寒河江屋（食料品小売業）、東北ぼんち製菓（株）（米菓製造業）
	農林漁業者：鈴木耕二（農業）
	連携参加者：山形大学地域共同研究センター

2008 年 9 月 19 日認定

日本酒醸造技術を利用した「こくわ」リキュールの商品開発及び販路開拓事業

連携体	中小企業者：月山酒造（株）（清酒　瓶詰め製造・販売）
	農林漁業者：土田耕二郎（農業・こくわ生産）
	連携参加者：佐藤一男（こくわ生産）、大泉良太郎（こくわ生産）、佐藤郁男（こくわ生産）、宮林昌弘（こくわ生産）、佐藤豊彦（こくわ生産）、 大泉清（こくわ生産）、阿部盛弘（こくわ生産）、荒木確（こくわ生産）、古沢清（こくわ生産）、佐藤喜代松（こくわ生産）、（株）設楽酒造店

３） 農商工連携を進めるために（やまがた農商工連携ファンド）

（１）やまがた農商工連携ファンドって何？

景気・雇用とも厳しい状況にある中、地域活性化を図るためには、本県産業の根幹を支えている農林漁業者と中小企業者が連携し、それぞれの強みを活かした取組みを進めることが重要です。

山形県では、独立行政法人中小企業基盤整備機構の融資制度を活用して、総額２５億２千万円の「**やまがた農商工連携ファンド**」を創設し、公益財団法人やまがた農業支援センターが運営管理者となり、ファンドの運用益を用いながら、生産から加工、流通、販売にいたる多様な主体が連携し、本県の基幹産業である農林水産業の資源を活かした新サービス・商品の創出、販路開拓、生産振興等に取り組む活動を支援しています。

なお、このファンド事業は、先の「農商工等連携促進法」のスキームが、他の商品に比べ優位性のある「売れる商品」づくりの支援に主眼が置かれているのに対し、創業または経営の革新を行おうとする農林漁業者と中小企業者による連携体の、比較的初期段階の取り組みを支援する、いわゆる「**スタートアップ応援型**」の支援制度となっているのが特徴です。

本県においても、ファンド事業で生まれた試作品が、農商工等連携促進法の認定・支援を受けながら、商品化、販路開拓へと展開している事例が生まれています。

（２）支援を受けることのできる取組みは？

◆農商工連携

【助成対象事業】

農林漁業者と中小企業者の連携体が行う以下の取り組みに対して、支援します。

①海外展開等支援

海外展開を視野に入れ、輸出相手国のニーズに合わせた新商品開発や既存商品の改良、海外展開のための展示会の出展等の取組み

②ニューツーリズム展開支援

長年地域に受け継がれている郷土料理をはじめ、農林漁業体験、農山漁村における暮らしの体験等、本県の農林水産資源を活かした着地型旅行商品の企画、開発に向けた取組み

③新商品・新サービス開発等支援

県産農産物を活用した、新商品、新サービス、新技術（生産技術等）の開発

【助成対象事業者】：農林漁業者と中小企業者の連携体

【助成率・限度額・助成期間】：助成率：２／３　限度額：３００万円　助成期間：３年以内

◆農商工連携支援体

【助成対象事業】

地域の農林漁業者と中小企業者との連携体が、農林水産資源を活用した新商品開発や観光サービスの開発等地域活性化を図る**取組を支援する事業を支援**します。

【助成対象事業者】：農林漁業者と中小企業者の連携体の取り組みを支援する事業者

【助成率・限度額・助成期間】：助成率：２／３　限度額：３００万円　助成期間：３年以内

（３）助成率、助成限度額、助成期間、助成対象経費一覧

事業区分		助成率	助成限度額	助成期間	助成対象経費	
					経費区分	内　　容
農商工連携事業	海外展開等支援	2/3以内	3,000千円／1事業計画	３年以内	謝金	講師・外部専門家謝金
					旅費	講師・外部専門家旅費、職員旅費
					事業費	会議費、会場設営運営費、印刷製本費、資料購入費、通信運搬費、集計・分析・調査費、広告宣伝費、翻訳料、産業財産権導入費、消耗品費、機器借上料、雑役務費、委託費、展示会等出展経費、保険料、研修費、改良費（原材料費、デザイン料、外注加工費）
	ニューツーリズム展開支援				謝金	講師・外部専門家謝金
					旅費	講師・外部専門家旅費、職員旅費
					事業費	会議費、会場設営運営費、印刷製本費、資料購入費、通信運搬費、集計・分析・調査費、広告宣伝費、翻訳料、消耗品費、機器借上料、雑役務費、委託費、研修費、モニターツアー経費（宿泊及び飲食代を除く）
	新商品・新サービス開発等支援				謝金	講師・外部専門家謝金
					旅費	講師・外部専門家旅費、職員旅費
					事業費	会議費、会場設営運営費、印刷製本費、資料購入費、通信運搬費、集計・分析・調査費、広告宣伝費、翻訳料、産業財産権導入費、消耗品費、機器借上料、雑役務費、委託費、展示会等出展経費、保険料、研修費、原材料費、機械装置・工具備品費、デザイン料、試作費、設計費、外注加工費
農商工連携支援事業		10/10以内	2,000千円	１年以内	謝金	講師・外部専門家謝金
					旅費	講師・外部専門家旅費、職員旅費
					事業費	会議費、会場設営運営費、印刷製本費、資料購入費、通信運搬費、集計・分析・調査費、広告宣伝費、消耗品費、機器借上料、雑役務費、委託費、展示会等出展経費、保険料

やまがた農商工連携ファンドに関する問い合わせ、ご相談は、、、

やまがた農業支援センター6次産業化推進課
〒990-0041 山形市緑町一丁目９番30号 緑町会館６階（TEL:023-642-2905）

やまがた農商工連携ファンドの支援事例

地域	山形市	採択年度	平成21年度	事業期間	平成21年11月～平成22年10月

農商工連携事業：ニューツーリズム展開支援

（事例21－1）

地産地消推奨～山寺名物料理「山寺御膳」の活用と地域おこし～

戦後、山寺立石寺から門前町に受け継がれてきた郷土料理を、地元農産物を使用する形で、山寺の新たな文化として再生し（山寺御膳）、山寺地区の町おこしと、山寺が持つ様々な文化的価値や行事と結びつけ、着地型観光の推進を図る。

連携体　（◎は代表事業者）

農林漁業者	山形まるごと市（山寺部会）	四季折々の地元特産農産物の供給及び旬の食材の安定供給を図るとともに、「山寺御膳」のメニュー開発に協力する。
中小企業者	◎山新観光㈱	「山寺御膳」をはじめ、山寺の名物料理をプロデュースし、地元商店会、観光推進協議会と連携し、その定着と観光の振興を推進する。
協力団体等	山寺門前町商店会、山寺観光協会、山寺地区文化観光推進協議会	

連携事業の内容・経緯等

・山寺地区は年間70万人の観光客が来訪があり、山寺立石寺には、長い間生活の中ではぐくまれてきた精進料理がある。
・戦後、立石寺から門前町に「宝珠膳」として受け継がれてきたが一般観光客にはあまり知られてこなかった。
・これを山寺の新たな文化として、地元農家が生産する食材を活かした地産地消の「山寺御膳」として再生し、山寺が持つ様々な文化的価値や行事と組みあわせることにより、新たな観光資源として山寺の魅力アップ、着地型観光の振興を図る。
・併せて、山寺の名物料理・土産品開発等に取り組み、門前町商店会、観光協会等による販売促進を図るなど、地域を挙げての観光振興と町おこしを推進する。

事業実施体制

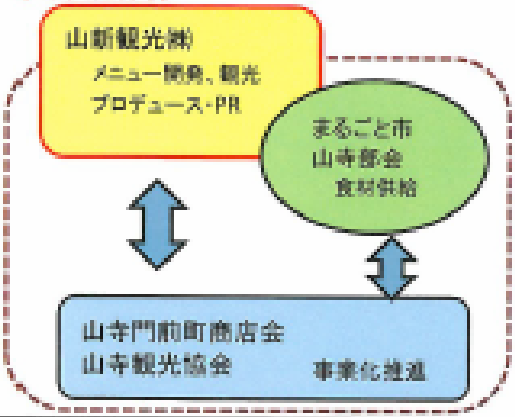

事業の効果・成果目標等

・山寺観光客70万人のうち、山寺で昼食をとる客数は約15%程度と見込まれており、大半は他地域で食事をとっていると思われる。
・このような中で、事業化5年後を目途に、3千～5千食を目標に普及を目指しており、このほか、関連商品・土産品の販売等を目指す。
・地産地消をベースとした郷土料理のブランド化により、新たな観光客の誘客と、地域の活性化を目指していく。

【開発メニュー概要】

山寺御膳：精進風料理
立谷の流れ：そば料理
宝珠っ子：山寺風おやき
宝珠っ娘：道明寺生麩包

【事業推進戦略】

・顧客目標：観光客年間70万人を対象、地元利用率のアップ（10～15%）を目指す
・顧客対応：季節ごとのメニュー開発を行い、四季を通じた安定供給、「おやき」など関連商品の開発提供
・販売対策：門前町商店会による供給体制、山寺風おやきなど関連商品の販売
・宣伝広告：四季のイベントを通じたPR、観光キャンペーンを通じた広告等

地域	庄内町	採択年度	平成21年度	事業期間	平成21年11月～平成22年10月

農商工連携事業：新商品・新サービス等開発支援

（事例21－4）

リキュール開発事業

業界初と思われる、希少な「国産ラズベリー酒」をラズベリー生産農家、蔵元、酒販店が連携し開発する。
庄内町産のラズベリーを100%使用し、地元の蔵元によるリキュールの試作・製造、酒販店による販売・販路開拓を推進することにより、ラズベリーの町としての知名度アップと活力の向上を目指す。

連携体	（◎は代表事業者）	
農林漁業者	はらぺこファーム	リキュールに適した品種のラズベリー栽培、テイスティング意見交換
中小企業者	◎和洋酒うめかわ	商品企画・販売、マーケット調査、販路開拓、インターネットを利用したPRの実施等
	楯の川酒造㈱	リキュールの試作・製造、商品化

連携事業の内容・経緯等

・果樹農家が少ない庄内町で、はらぺこファームでは「ラズベリーの生産・加工に取り組んでいる。
・市場規模が大きくなりつつある、リキュールの生産にラズベリーを使い、その注目度をあげることと関連商品を創出することにより、庄内町が「ラズベリーの町」としてブランド化が図れるのではないかと考え、酒販店を中心として地元の蔵元農家の若手後継者が連携し、ラズベリーリキュールの試作・開発に取り組む。
・このほか、ラズベリーを使ったデザートやブラックベリーの利用なども今後の検討課題としており、庄内町の活性化の一助としていく。

事業実施体制

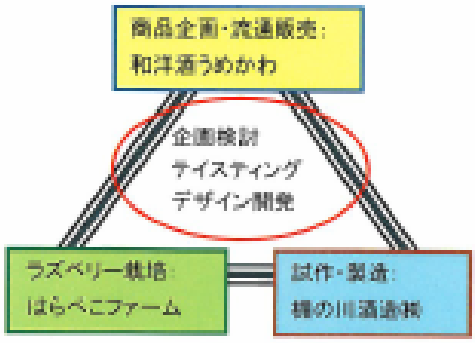

事業の効果・成果目標等

・ラズベリー、ブラックベリーは英国を中心として栽培され、リキュールは「フランボワーズ」酒として、カクテルのベースとしての使用目的で商品化されている。
・今回開発するラズベリーリキュールは、地元産のラズベリーを使用し、飲み方も冷やしたストレート又はロック・炭酸割りなどで飲むスタイルを目指すものであり差別化を図る。
・関連商品への応用等も検討し、リキュールの販売拡大とラズベリーの生産拡大を図っていき、事業化5年後の酒販店におけるリキュール販売割合8%のシェアを目指している。

【商品概要】

ラズベリーリキュール
「ひだまりのラズベリー」

【販売戦略】

・顧客目標：庄内町特産品として販売、他地域・県外客へのアピール
・顧客満足：甘さ、酸味等リキュールに適した味わいの創出
モニタリング調査・試作品発表会
・流通販売：全国的なマーケット調査、全国展開を視野に販路開拓
・宣伝広告：新商品発表会、地元メディアPR、インターネットによるPR

地域	東根市	採択年度	平成22年度	事業期間	平成22年11月～平成23年10月

農商工連携事業：新商品・新サービス等開発支援

（事例22－2）

やまがた天然地魚漬け（寒たら、木の芽たらの純米粕漬け）

庄内浜産の天然旬魚（寒たら、木の芽たら、鰤、鱈等）を酒造処山形県の酒蔵による"純米酒粕"に漬込み、県内外に山形県産安心・安全・美味ブランドでの販売を行う。県産大豆100%の味噌醤油始め、うまみ調味料等を使わない、安全な素材にこだわった商品化を目指す。

連携体　（◎は代表事業者）

農林漁業者	山形県漁業協同組合	天然地魚の安定確保、鮮度保持（活き締め処理等）し供給
中小企業者	◎ ㈲しぶや	庄内浜旬魚の加工商品開発・宣伝・販売
	㈱山形丸魚	粕漬け加工等商品の開発協力、資材・商品保管。
協力事業者	テンスイ醤油㈱、鶴川酒造㈱、羽根田酒造㈱、㈾高橋酒造店、塩工房やまいち	

連携事業の内容・経緯等

・庄内浜は天然物の地魚が豊富にあり、特に荒波にもまれた日本海の真鱈は、身も締まり季節限定の旬魚であり、どんがら汁、昆布〆にした刺身等上品な味をもった冬の逸品である。
・一方、山形県は庄内地区を始め、美味しい純米酒を造る酒蔵も多く、また、県産大豆を使用した味噌醤油醸造蔵もある。
・これら事業分野のコラボレーションにより、庄内浜産の寒鱈を調理・加工し、天然大豆使用の醤油味噌を使用した地魚の純米酒粕漬けの製造・販売を目指す。
・さらに、旬の鰤、特産品の甘エビ等庄内浜の地魚を活用した調理・加工品を開発し、通年販売、ギフト商品としての販売等を目指していく。

事業実施体制

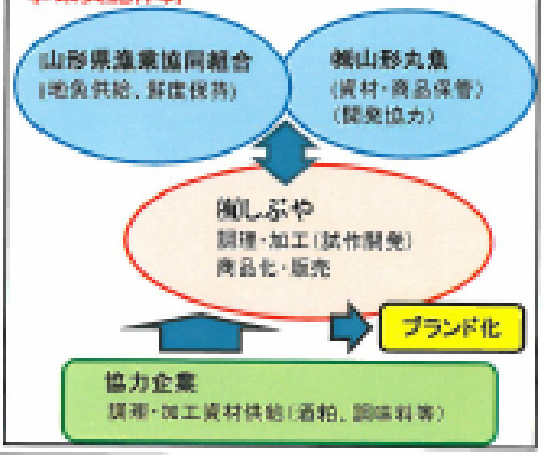

事業の効果・成果目標等

・現在市場流通している鱈の調理加工品は、米国アラスカ産が主体であり、天然地魚・純米粕漬けなどにより差別化が図れるものであり、味覚の点でも差別化が可能であることなど、開発品の市場性は十分に見込める。
・事業終了後初年度の事業化を計画しており、2,200千円の売り上げ見込みである。また、漁業者においても、鱈、鰤、鱈等事業関連地魚の売り上げ増加見込み1,200千円程度としている。
・このほか、県産純米酒粕、県産大豆使用醤油・味噌等の使用による評価、天然地魚の評価が高まることなどにより、甘エビ等その他の魚種等の販売促進が期待できる。

【商品概要】

【販売戦略】

・顧客開拓　贈答用（一般ギフト商品、冠婚葬祭関連商品等）、料理店等

・販売促進　各種展示会、商談会等への出展参加
量販店、百貨店等でのモニタリング販売

・事業促進　農商工連携促進法の事業計画認定による事業の促進

Ⅴ　6次産業化に関しどんな支援制度があるのか？

六次産業化の取組みは、農林漁業者、食品製造業者、両者による農商工連携体など、様々な事業主体や、商品の企画から販路開拓まで、様々な段階、事業ステップが存在します。

山形6次産業化サポートセンターでは、6次産業化に取り組む事業者の目的、段階等に応じた最適な支援制度を紹介し、活用を支援しています。

１）6次産業化に関する支援制度体系

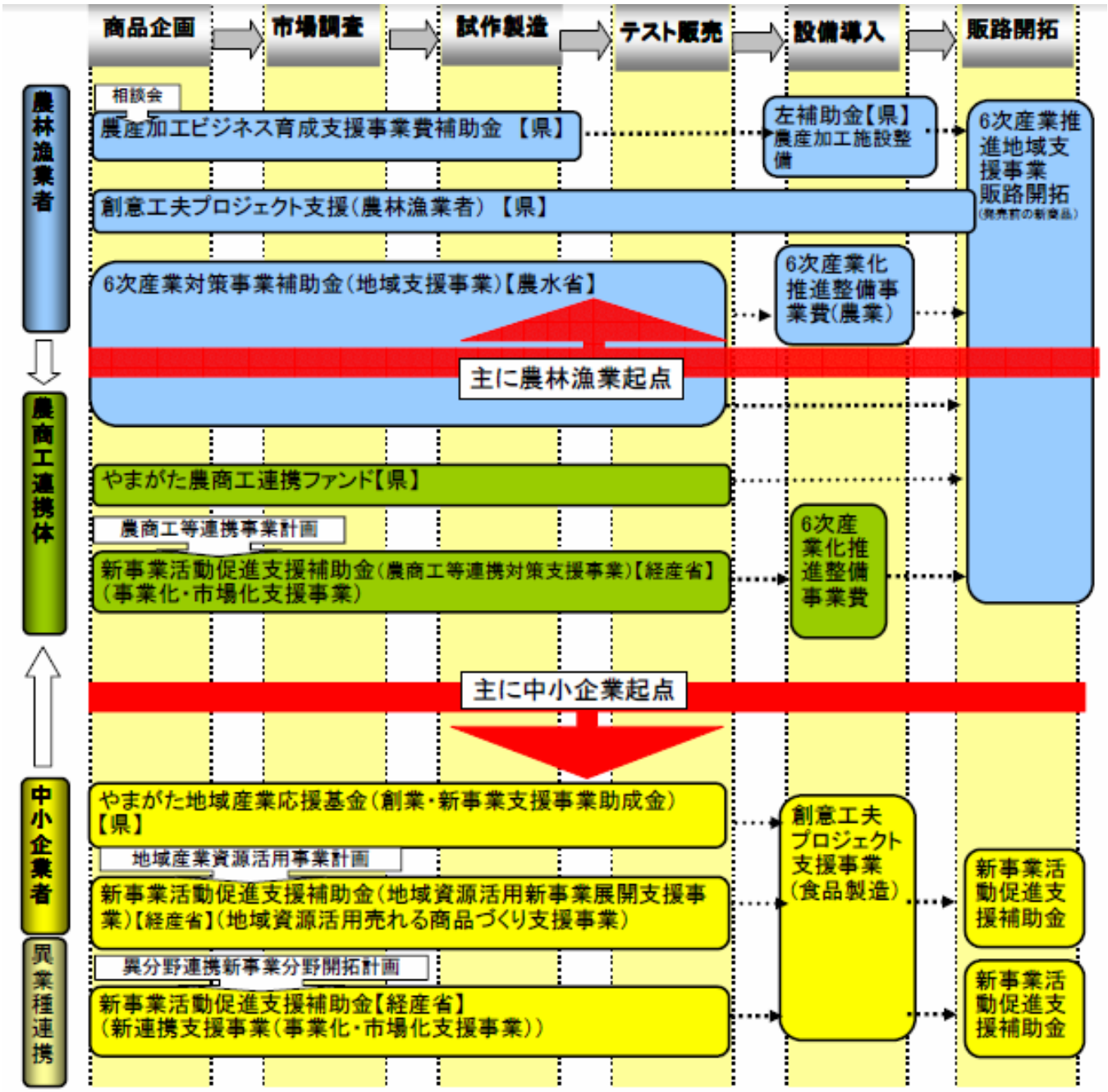

2）6次産業化支援制度一覧（H24時点）（農林漁業者を中心に）

※支援制度については内容、要件等の変更が想定されます。詳細は担当機関にお問い合わせください。

①山形県における農林漁業者に対する支援施策

事業メニュー名	農産加工ビジネス育成支援事業費補助金		農林水産業創意工夫プロジェクト支援事業
	農産加工ブランド強化支援	農産加工施設整備支援	
使途	商品開発	－	商品開発
	※販売目的の事業は対象外	－	販路開拓
	－	設備導入	設備導入
目的・趣旨等	県内で生産される農林水産物を原材料とした付加価値の高い農産加工商品開発を推進するため、個人、各種団体等が行う事業に要する経費		農林漁業者の自主性、市町村の主体性、採択の透明性及び県民への公開性を確保しつつ、農林漁業者等が現場の視点で策定した「現場の創意工夫プロジェクト」を採択し、実現に必要な支援を行うことにより、農林水産業の活性化を図り、農林水産業を起点とした産出額の増大を図る
対象者	農林漁業者		農業生産者等
対象事業	地域の特産農産物等を活用した付加価値の高い新たな農産加工品開発、既存の農産加工品のブランド力向上の取組み	新たな加工品目の導入又は生産量拡大のための既存の農産加工施設の改造、増設、加工機器購入等 合わせて右記事業を実施することも可能。詳細は問合せ先に確認のこと	プロジェクト計画の目標の実現に必要な事業であって、知事の承認を受けた事業実施計画に基づくものに要する経費（土地の取得及び賃借に係る経費及び人件費を除く） ※既に有する施設等の代替として導入されるものを除く
補助率	1/2以内	1/3以内	1/3以内
補助金額上限等	200千円/1事業	600千円/1事業	事業費2,000千円以上（上限なし）
対象経費			
企画検討			
謝金等謝金	－	－	●
謝金旅費 視察旅費	－	－	●
会議費	－	－	●
試作・開発			
原材料費	●	－	●
機械装置費	－	－	●
試作・実験費	●	－	●
市場調査・求評			
展示会出展費	●	－	●
市場調査費	●	－	●
販路開拓			
商談会出展費	－	－	●
商品広告宣伝	－	－	●
機械設備導入	－	●	●
事業期間	1年	1年	1年(2年も可)
募集期間	～7月20日	～7月20日	未定
交付決定	10月上旬	10月上旬	未定
担当機関	山形県		山形県
県内相談窓口等	県新農業推進課（023-630-3192）		県農政企画課（023-630-2383）、各総合支庁農業振興課
融資制度 ※補助裏に活用可能			農業改良資金　無利子

②国における6次産業化支援施策（ソフト事業）

事業メニュー名	農山漁村6次産業化対策事業補助金 （6次産業推進地域支援事業）新商品開発・販路開拓支援事業	
	（新商品開発）	（販路開拓）
使途	商品開発	―
	―	販路開拓
	―	―
目的・趣旨等	農林漁業者等の6次化を推進し、農山漁村の雇用の確保と所得の向上を図るため、国産農林水産物を活用した新商品開発や販路開拓、農林漁業等の技術研修、関係者間での交流会の開催等の取組を支援	
対象者	農林漁業者、民間事業者、NPO、事業協同組合等 上記の者が行う以下の取組み ①総合化事業計画の取組(法認定) ②農商工等連携事業計画の取組(法認定) ③農林水産業の振興の効果の大きい取組み ④6次産業化推進を図る取組み ⑤農商工等連携の推進を図る取組み	
対象事業	【新規商品開発】 国産農産物と加工技術を活用し、消費者等の需要に即した新商品の開発に必要な試作やパッケージデザイン開発、衛生・安全性・成分を検査するための分析等 【市場評価】 新商品開発により開発された試作品の試食会及びアンケート調査等による、消費者等の評価の集積	【販路開拓】 新商品開発により製造された商品又は、国産農産物を活用した新商品(既に販売している商品を除く)等の販路開拓するための商談会等への出展 ※販路開拓に取り組む商品は市場テストが終了しており製品化・商品化されたもの又はその見込みがあるもの
補助率	1/2以内（※認定計画については2/3以内）	
補助金額上限等	20,000千円/1事業(期間計) ※認定計画30,000千円/1事業(期間計)	5,000千円/1事業(期間計) ※認定計画：10,000千円/1事業(期間計)
対象経費		
企画検討		
謝金等謝金	●	―
謝金旅費 視察旅費	●	―
会議費	●	―
試作・開発	※開発員人件費含む	
原材料費	●	―
機械装置費	▲(リース)	―
試作・実験費	●	―
市場調査・求評	※調査員人件費含む	
展示会出展費	●	―
市場調査費	●	―
販路開拓		
商談会出展費	―	●
商品広告宣伝	●	●
機械設備導入	―	―
事業期間	3年以内	1年以内
募集期間	4/下～5/下(H24)	4/下～5/下(H24)
交付決定	9月(H24)	9月(H24)
担当機関	東北農政局事業戦略課(022-263-1111)	
県内相談窓口等	やまがたクラスター食産業クラスター協議会(023-679-5081)	
融資制度 ※補助金に活用可能		

③国における6次産業化支援施策（ハード事業）

事業メニュー名	6次産業化推進整備事業	
	（農林漁業者自身による加工、販売）	（農商工連携）
使途	－	－
	－	－
	設備導入	設備導入
目的・趣旨等	農林漁業者団体等が6次産業化を推進するために必要な農林水産物の加工・販売のための機械・施設、農林水産物の生産のための機械・施設の整備に要する経費の一部を支援	
対象者	六次産業化法に基づく総合化事業計画の認定を受けた農林漁業者団体 ※農林漁業者3戸以上が主たる構成員又は出資者となっており、かつこれらの者がその活動を実質的に支配することができると認められる団体並びにこれらの団体が主たる構成又は出資者となっている法人 ※既に認定を受けた認定総合化事業計画に基づき実施する事業については、取扱いの異なるものもありますので、問合せ先に確認ください。	農商工等連携促進法基づく農商工等連携事業計画の認定を受けた農林漁業者団体等 ※農林漁業者3戸以上が主たる構成員又は出資者となっており、かつこれらの者がその活動を実質的に支配することができると認められる団体並びにこれらの団体が主たる構成又は出資者となっている法人
対象事業	①農林水産物等の加工・流通・販売等のために必要な施設 ・集出荷貯蔵施設（農林水産物等の選別・選果用機械、建物） ・処理加工施設（処理・加工・冷蔵・貯蔵包装用機械、建物） ・総合的販売施設　等 ②農林水産物等の生産のために必要な施設等 ・高生産性農業施設（農業用機械、建物） ・乾燥調製貯蔵施設（乾燥機、籾摺り機、選別の機、建物） ・水産用種苗生産・蓄養殖施設（養殖用生産機械、建物）　等 ※②については、①と併せて行なう場合に限る。	①農林水産物等の加工・流通・販売等のために必要な施設 ・集出荷貯蔵施設（農林水産物等の選別・選果用機械、建物） ・処理加工施設（処理・加工・冷蔵・貯蔵包装用機械、建物） ・総合的販売施設　等 ②農林水産物等の生産のために必要な施設等 ・高生産性農業施設（農業用機械、建物） ・乾燥調製貯蔵施設（乾燥機、籾摺り機、選別の機、建物） ・水産用種苗生産・蓄養殖施設（養殖用生産機械、建物）　等 ※農商工等連携事業計画に基づき行う場合は②単独実施可能
補助率	1/2以内	1/2以内
補助金額上限等	100,000千円	100,000千円
対象経費		
企画検討		
講師等謝金	－	－
講師旅費 視察旅費	－	－
会議費	－	－
試作・開発		
原材料費	－	－
機械装置費	－	－
試作・実験費	－	－
市場調査・求評		
展示会出展費	－	－
市場調査費	－	－
販路開拓		
商談会出展費	－	－
商品広告宣伝	－	－
機械設備導入	●	●
事業期間	1年	1年
募集期間	6/上～7/上(H24)	6/上～7/上(H24)
交付決定		
担当機関	農林水産省	
県内相談窓口等		
融資制度 ※補助裏に活用可能	（スーパーL資金等）	（スーパーL資金等）

④農商工等連携支援施策

事業メニュー名	やまがた農商工連携ファンド			新事業活動促進支援補助金 農商工等連携対策支援事業 （事業化・市場化支援事業）
使途	※海外販売のための商品改良含む 販路開拓 －	商品開発 － －	商品開発 ※販売目的の車輌は対象外 －	商品開発 販路開拓 －
目的・趣旨等	本県の農林漁業者と中小企業者が有機的に連携し、県産農産物の販路拡大や農業・農村資源等を活用した新事業・新サービスの創出を行う取組みを支援			中小企業と農林漁業者が有機的に連携し、それぞれの経営資源を有効に活用して行う事業に要する経費の一部を補助
対象者	県内で生産活動を行う農林漁業者と県内に主たる事務所等を有する中小企業者の連携体			農商工等連携促進法に基づく農商工等連携事業計画を実施する者の代表者
対象事業	①海外展開支援 海外展開等のための商品の改良、展示会等への出展	②ニューツーリズム展開支援 本県農林水産資源を活かした着地型旅行商品の企画、開発、販売	③新商品・新サービス開発等支援 県産農産物を活かした新商品、新サービス、新技術の開発	農商工等連携促進法に基づいて認定された農商工等連携事業計画に従って行う事業 中小企業者と農林漁業者が有機的に連携し、それぞれの経営資源を結う有効に活用して行う事業に要する経費
補助率	2/3以内			2/3以内
補助金額上限等	3,000千円/1事業(期間計)			30,000千円(下限1000千円) ※試作開発伴わない場合は25,000千円
対象経費				
企画検討				
謝金等謝金	●	●	●	●
謝金旅費 視察旅費	●	●	●	●
会議費	●	●	●	●
試作・開発				
原材料費	▲(改良)	－	●	●
機械装置費	▲(改良)	－	▲(原則リース)	●
試作・実験費	▲(改良)	－	●	●
市場調査・求評				
展示会出展費	●	－	●	●
市場調査費	●	●(モニター実施)	●	●
販路開拓				※テスト販売
商談会出展費	●	－	－	●
商品広告宣伝	●	●	●	●
機械設備導入	－	－	－	－
事業期間	3年以内			複数年可
募集期間	7月上～中旬			未定
交付決定	10月上旬			未定
担当機関	公益財団法人やまがた農業支援センター			東北経済産業局中小企業課(022-221-4923)
県内相談窓口等	6次産業化推進課(023-641-1105)			山形県企業振興公社(023-647-0664)
融資制度 ※補助裏に活用可能	県商工業振興資金(地域活力強化資金)金利1.5% 設2億円(15年(据置2年))、運5千万円(7年(据置2年))			

３） 主な支援事業の紹介（ハード整備に使用可能な支援制度）

①6次産業化推進整備事業（予算額は H25 当初予算（　）内は H24 当初予算）

※総合化事業計画の認定を受けた農業法人のみ利用可能です。

②農林水産業創意工夫プロジェクト支援事業

山形県では、農林漁業者等による現場の創意工夫を活かした取組みをオーダーメイド型で支援する「農林水産業創意工夫プロジェクト支援事業」を行っております。

本事業は、新たな品目の作付けに必要な農業機器の導入から加工施設の整備までハード、ソフト両面から幅広く支援しています。

４）その他支援制度の紹介

（１）商品特性等にあった販路開拓の支援

山形県では、やまがた食産業クラスター協議会をはじめ、関係機関等と連携し、宮城県との連携による宮城山形合同商談会の開催、全国的な見本市である「フーデックスジャパン」への出展支援など、農林漁業者の商品特性や経営スタイルに応じた、様々な販路開拓を応援しています。

◆やまがた食産業クラスター協議会が関与又は情報提供等を行った販路開拓事業

商談会名等	エリア	時期（H24 予定・実績）
宮城山形合同商談会	全国	11月
FOODEX JAPAN	全国	3月
おいしい山形地域特産物交流会	東京・大阪	9月・2月
アグリフードEXPO	東京・大阪	8月・2月
こだわり食品フェア	東京	2月
全国キャラバン！食の発掘商談会	仙台	2月
加工業務用野菜産地と実需者との交流会	仙台	10月
食の国際見本市in新潟	新潟	10月
おいしい山形プラザ・トライアル販売	東京	7月～3月

（２）6次産業化に関する交流会・研修会の開催

山形県では、やまがた食産業クラスター協議会が中心となり、国の補助事業等を活用し、6次産業化に関する研修会、交流会等を開催しています。

◆やまがた食産業クラスター協議会を中心に開催した6次産業化に関する研修会・交流会

研修会・交流会等名称	会場	時期（H24予定・実績）
やまがた食産業クラスター協議会研修交流会	山形	6月
6次産業化研修会※ 以下※は山形6次産業化サポートセンター事業	寒河江	7月
農商工連携コーディネータースキルアップ研修会	山形	9月
販売力UP！プレゼン力向上セミナー （山形県中小企業団体中央会との共催）	山形	10月
地域ブランディングセミナー （食と農林水産業の地域ブランド協議会との共催）	山形	11月
6次産業化研修会※	酒田	11月
6次産業化研修会※	山形	11月
6次産業化研修会※	酒田八幡	12月
6次産業化産学官交流セミナー	山形	2月
食と農の交流会	山形	3月

6次産業化に関する研修会、交流会、商談会等の開催情報は、やまがた食産業クラスター協議会のホームページ（http://y－cluster．jp）をご覧ください。

やまがた　クラスター　検索

（３）やまがた食材ネットの運営

「やまがた食材ネット」とは、山形県とやまがた食産業クラスター協議会が、県産農林水産物の利用拡大や契約取引の促進、食に関わる事業者の方々の情報発信、販路拡大の支援等を目的に開設・運営しているマッチングサイトです。

県内の農林漁業者・農産加工事業者、食品製造業者、流通・小売業者、ホテル・旅館業者、飲食店などの**「販売したい」「買いたい」**情報や、自慢の商品に関する**「魅力」・「こだわり」**など、事業者の方自らがダイレクトに発信する情報や、商談会や交流会等の開催や6次産業化の支援情報などを、タイムリーにお届しています。

利用料は無料！利用者には**お得な情報**をリアルタイムで**メルマガ配信**しています。

やまがた食材ネットはこちら

http://yamagata-shokuzai.net/

やまがた食材ネット　検索

（４）やまがたふるさと食品コンクールの開催

　やまがたふるさと食品コンクールとは、農林水産業と食品製造業等との連携を図り、消費者の多様なニーズに対応した新たな価値を備えた商品開発を促進するため、山形県産農林水産物を主な原料として製造された加工食品の優良事例を顕彰するものです。

　食味、技術の高さ、山形らしさ、表示、パッケージ、ネーミング等について審査し、最優秀賞１点、優秀賞複数点を選定しています。

　入賞した賞品については、PRパンフレットの作成や、入賞商品を集めたフェアの開催などを通じ、認知度向上や販路開拓等の支援を行っています。

　また、上位入賞商品については、全国コンクールである「優良ふるさと食品中央コンクール」に推薦しています。本県から出展された食品は、最高位である農林水産大臣賞を受賞するなど高い評価を得ております。

◆これまでの受賞商品

H22

H23

H24

６次産業化に関心のある方は、まず相談ください！！

山形6次産業化サポートセンターは、6次産業化に関心のある農林漁業者（個人・法人）からの相談をお待ちしております。

６次産業化相談シート

Fax：023(679)5081 まで	e-mail：food2@y-cluster.jp

生産者名・団体名			
連絡先 （担当者名）		電話番号	
E-Mail		携帯番号	
住所	〒		
現在の事業概要			
相談内容 （具体的に記入ください）			
連絡方法	連絡のつきやすい時間帯、連絡方法等記入ください。		

山形６次産業化サポートセンター

（やまがた食産業クラスター協議会）
〒９９０－００４１山形市緑町一丁目９－３０

URL　http://y-cluster.jp
Tel:023-679-5081　Fax:023-679-5082
E-Mail：food2@y-cluster.jp